

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)																							
<p>7-91 方向指示器</p> <p>7-91-1 装備要件</p> <p>自動車（次の各号に掲げる自動車を除く。）には、方向指示器を備えなければならない。（保安基準第41条第1項）</p> <p>① 最高速度20km/h未満の自動車であって長さが6m未満のもの（かじ取ハンドルの中心から自動車の最外側までの距離が650mm未満であり、かつ、運転者席が車室内にないものに限る。）</p> <p>② 牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態における長さが6m未満となる被牽引自動車</p> <p>7-91-2 性能要件</p> <p>7-91-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) 方向指示器は、自動車が右左折又は進路の変更をすることを他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第41条第2項関係、細目告示第59条第1項及び第2項関係、細目告示第137条第1項関係）</p> <p>① 方向指示器は、方向の指示を表示する方向 100m〔7-91-3 (1) ③、④（自動車の両側面の中央部に備える方向指示器を除く。）、⑤又は⑥（④の規定により自動車の両側面の中央部に備える方向指示器を除く。）の規定により自動車の両側面に備える方向指示器にあっては、30m〕の位置から昼間において点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。</p> <p>この場合において、次の第1表に掲げる性能を有するものであって、かつ、その機能が正常である方向指示器は、この基準に適合するものとする。</p> <p>第1表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">方向指示器の種類</th> <th rowspan="2">自動車の種類</th> <th colspan="2">要件</th> </tr> <tr> <th>光源のW数</th> <th>照明部の面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">ア 方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器</td> <td>長さ6m以上の自動車</td> <td>15W以上 60W以下</td> <td>40cm²以上</td> </tr> <tr> <td>二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車</td> <td>10W以上 60W以下</td> <td>7cm²以上</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>15W以上 60W以下</td> <td>20cm²以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">イ 7-91-3 (1) ③、④、⑤又は⑥の規定により自動車の両側面に備える方向指示器（7-91-3 (2) ⑨に規定するものを除く）</td> <td>平成22年4月1日以後に製作された長さが6mを超える自動車</td> <td>6W以上 60W以下</td> <td>20cm²以上 (※1)</td> </tr> <tr> <td>平成18年1月1日から平成22年3月31日以前に製作された長さ6m以上の自動車及</td> <td>3W以上 60W以下</td> <td>20cm²以上 (※1)</td> </tr> </tbody> </table>	方向指示器の種類	自動車の種類	要件		光源のW数	照明部の面積	ア 方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器	長さ6m以上の自動車	15W以上 60W以下	40cm ² 以上	二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車	10W以上 60W以下	7cm ² 以上	その他	15W以上 60W以下	20cm ² 以上	イ 7-91-3 (1) ③、④、⑤又は⑥の規定により自動車の両側面に備える方向指示器（7-91-3 (2) ⑨に規定するものを除く）	平成22年4月1日以後に製作された長さが6mを超える自動車	6W以上 60W以下	20cm ² 以上 (※1)	平成18年1月1日から平成22年3月31日以前に製作された長さ6m以上の自動車及	3W以上 60W以下	20cm ² 以上 (※1)	<p>8-91 方向指示器</p> <p>8-91-1 装備要件</p> <p>自動車（次の各号に掲げる自動車を除く。）には、方向指示器を備えなければならない。（保安基準第41条第1項）</p> <p>① 最高速度20km/h未満の自動車であって長さが6m未満のもの（かじ取ハンドルの中心から自動車の最外側までの距離が650mm未満であり、かつ、運転者席が車室内にないものに限る。）</p> <p>② 牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態における長さが6m未満となる被牽引自動車</p> <p>8-91-2 性能要件</p> <p>8-91-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) 方向指示器は、自動車が右左折又は進路の変更をすることを他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第41条第2項関係、細目告示第215条第1項関係）</p> <p>① 方向指示器の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。</p>
方向指示器の種類			自動車の種類	要件																				
	光源のW数	照明部の面積																						
ア 方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器	長さ6m以上の自動車	15W以上 60W以下	40cm ² 以上																					
	二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車	10W以上 60W以下	7cm ² 以上																					
	その他	15W以上 60W以下	20cm ² 以上																					
イ 7-91-3 (1) ③、④、⑤又は⑥の規定により自動車の両側面に備える方向指示器（7-91-3 (2) ⑨に規定するものを除く）	平成22年4月1日以後に製作された長さが6mを超える自動車	6W以上 60W以下	20cm ² 以上 (※1)																					
	平成18年1月1日から平成22年3月31日以前に製作された長さ6m以上の自動車及	3W以上 60W以下	20cm ² 以上 (※1)																					

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

く。)	び平成22年4月1日以後に製作された長さ6mの自動車		
	その他	3W以上 30W以下	10cm ² 以上 (※1)
ウ	7-91-3(2)⑨の規定により自動車の両側面に備える方向指示器	15W以上 60W以下	40cm ² 以上 (※1)
エ	7-91-3(2)⑩の規定により自動車の両側面に3個ずつ備える方向指示器	3W以上 30W以下	10cm ² 以上 (※1)

※1：各照明部の車両中心線上の鉛直面への投影面積及び車両中心線上の鉛直面と45°に交わる鉛直面への投影面積をいう。

- ② 方向指示器の灯光の色は、橙色であること。
- ③ 方向指示器の照明部は、次の表の左欄に掲げる方向指示器の種別に応じ、同表の右欄に掲げる範囲において全ての位置から見通すことができるものであること。

この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、対象となる照明部のうち、少なくとも①に規定する照明部の面積を有する部分を見通せることをいう。

方向指示器の種別	範囲
ア 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車の前面又は後面に備える方向指示器	方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より方向指示器の内側方向45°の平面及び方向指示器の外側方向80°の平面により囲まれる範囲。 ただし、方向指示器のH面の高さが地上750mm未満となるように取付けられている場合にあつては、下方は5°まで、H面より下方の内側については20°までの範囲としてもよい。
イ 二輪自動車及び側車付二輪自動車の前面又は後面に備える方向指示器	方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに方向指示器の

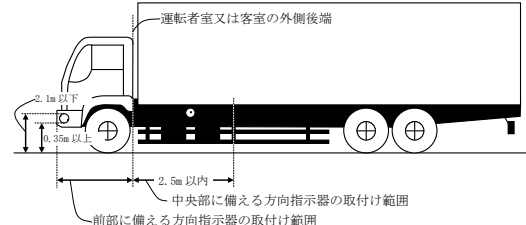
- ② 方向指示器の灯光の色は、橙色であること。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査		第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)	
		<p>中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より方向指示器の内側方向 20° の平面及び方向指示器の外側方向 80° の平面により囲まれる範囲。</p> <p>ただし、方向指示器のH面の高さが地上 750mm未滿となるように取付けられている場合には、下方は5° までの範囲としてもよい。</p>	
	<p>ウ エに掲げる自動車以外の自動車の両側面に備える方向指示器 (7-91-3 (2) ⑨に規定するものを除く。) 及び7-91-3 (2) ⑩に規定により両側面に 3 個ずつ備える方向指示器</p>	<p>方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 15° の平面及び下方 15° の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面であって方向指示器の中心より後方にあるものより方向指示器の外側方向5° の平面及び方向指示器の外側方向 60° の平面により囲まれる範囲。</p> <p>ただし、方向指示器のH面の高さが地上 750mm未滿となるように取付けられている場合には、下方は5° までの範囲としてもよい。</p>	
	<p>エ 次の (1) から (4) までに掲げる自動車 (長さ 6m 以下のものを除く。) 並びに (5) 及び (6) に掲げる自動車の両側面に備える方向指示器 (7-91-3 (2) ⑨及び⑩に規定するものを除く。)</p> <p>(1) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの</p> <p>(2) その形状が専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のものに類する自動車</p> <p>(3) 貨物の運送の用に供する自動車であ</p>	<p>方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 30° の平面及び下方 5° の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面であって方向指示器の中心より後方にあるものより方向指示器の外側方向 5° の平面及び方向指示器の外側方向 60° の平面により囲まれる範囲</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)		
<table border="1" data-bbox="207 183 794 806"> <tr> <td data-bbox="207 183 494 806"> <p>って車両総重量 3.5t以下のもの</p> <p>(4) その形状が貨物の 運送の用に供する 自動車であって車 両総重量3.5t以下 のものの形状に類 する自動車</p> <p>(5) 貨物の運送の用に 供する自動車であ って車両総重量 3.5tを超えるもの</p> <p>(6) その形状が貨物の 運送の用に供する 自動車であって車 両総重量3.5tを超 えるものの形状に 類する自動車</p> </td> <td data-bbox="494 183 794 806"></td> </tr> </table> <p>④ 方向指示器は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。</p> <p>(2) 次に掲げる方向指示器であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第137条第2項関係)</p> <p>① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた方向指示器</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている方向指示器又はこれに準ずる性能を有する方向指示器</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた方向指示器又はこれに準ずる性能を有する方向指示器</p> <p>(3) 平成27年6月15日付け国土交通省告示第723号による改正前の細目告示別添73「方向指示器の技術基準」に定める基準に適合するものは(2)③に定める「これに準ずる性能を有する方向指示器」とする。</p> <p>7-91-2-2 テスタ等による審査 9-11の規定による。</p> <p>7-91-3 取付要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 方向指示器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準及び(2)の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第41条第3項、細目告示第59条第3項関係、細目告示第137条第3項関係)</p> <p>① 自動車には、方向指示器を自動車の車両中心線上の前方及び後方30mの距離から照明部が見通すことのできる位置に少なくとも左右1個ずつ備えること。 ただし、最高速度20km/h未満の自動車で、かじ取ハンドルの中心から自動車の最外側までの距離が650mm未満であり、かつ、運転者席が車室内にないもの及び被牽引自動車にあつては、この限りでない。</p> <p>② 自動車の後面の両側には、方向指示器を備えること。 ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び幅0.8m以下の自動車並びに①ただし書の</p>	<p>って車両総重量 3.5t以下のもの</p> <p>(4) その形状が貨物の 運送の用に供する 自動車であって車 両総重量3.5t以下 のものの形状に類 する自動車</p> <p>(5) 貨物の運送の用に 供する自動車であ って車両総重量 3.5tを超えるもの</p> <p>(6) その形状が貨物の 運送の用に供する 自動車であって車 両総重量3.5tを超 えるものの形状に 類する自動車</p>		<p>③ 方向指示器は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。</p> <p>(2) 方向指示器の機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第215条第2項関係)</p> <p>8-91-2-2 テスタ等による審査 9-11の規定による。</p> <p>8-91-3 取付要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 方向指示器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p>
<p>って車両総重量 3.5t以下のもの</p> <p>(4) その形状が貨物の 運送の用に供する 自動車であって車 両総重量3.5t以下 のものの形状に類 する自動車</p> <p>(5) 貨物の運送の用に 供する自動車であ って車両総重量 3.5tを超えるもの</p> <p>(6) その形状が貨物の 運送の用に供する 自動車であって車 両総重量3.5tを超 えるものの形状に 類する自動車</p>			

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>自動車にあっては、この限りでない。</p> <p>③ 自動車（大型貨物自動車等、二輪自動車、側車付二輪自動車及び幅 0.8m 以下の自動車並びに①ただし書の自動車を除く。）の両側面には、方向指示器を備えること。</p> <p>④ 大型貨物自動車等には、両側面の前部（被牽引自動車に係るものを除く。）に 1 個ずつ方向指示器を備えるほか、両側面の中央部に 1 個ずつ又は両側面に 3 個ずつ方向指示器を備えること。</p> <p>⑤ 牽引自動車（②ただし書の自動車（大型特殊自動車を除く。）を除く。）と被牽引自動車を連結した場合（牽引自動車又は被牽引自動車が大型貨物自動車等である場合を除く。）においては、その状態において①本文、②本文及び③の規定に適合するように方向指示器を備えること。</p> <p>⑥ 大型貨物自動車等である牽引自動車及び被牽引自動車には、④の規定に適合するように両側面の中央部に 1 個ずつ又は両側面に 3 個ずつ方向指示器を備えるほか、牽引自動車（②ただし書の自動車（大型特殊自動車を除く。）を除く。）と被牽引自動車を連結した場合（牽引自動車又は被牽引自動車が大型貨物自動車等である場合に限る。）においては、その状態において牽引自動車又は被牽引自動車に①本文及び②本文の規定に適合するように、かつ、両側面に方向指示器を備えること。</p> <p>⑦ ①ただし書の自動車（被牽引自動車を除く。）で長さ 6m 以上のもの及び牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態における長さが 6m 以上となる場合における牽引自動車（②ただし書の自動車（大型特殊自動車を除く。）に限る。）又は被牽引自動車には、①本文の規定に準じて方向指示器を備えること。</p> <p>(2) 方向指示器は、次に掲げる基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>この場合において、方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第 59 条第 3 項関係、細目告示第 137 条第 4 項関係）</p> <p>① 方向指示器は、毎分 60 回以上 120 回以下の一定の周期で点滅するものであること。</p> <p>この場合において、連鎖式点灯をする方向指示器については、一つ以上の光源が点灯を開始した時点で点灯状態と判断するものとし、対を成すものとの点灯の位相は対称であること。</p> <p>② 方向指示器は、車両中心線を含む鉛直面に対して対称の位置（方向指示器を取付ける後写鏡等の部位が左右非対称の場合にあっては、車両中心線を含む鉛直面に対して可能な限り対称の位置）に取付けられたものであること。</p> <p>ただし、車体の外形（後写鏡、7-107 に規定する鏡その他の装置及びたわみ式アンテナを除く。）が左右対称でない自動車に備える方向指示器にあっては、この限りでない。</p> <p>③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える前方又は後方に対して方向の指示を表示するための方向指示器の照明部のうちそれぞれ最内側にあるものの最内縁の間隔は、600mm（幅が 1.3m 未満の</p>	<p>この場合において、方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（保安基準第 41 条第 3 項関係、細目告示第 215 条第 3 項及び第 4 項関係）</p> <p>① 方向指示器は、毎分 60 回以上 120 回以下の一定の周期で点滅するものであること。</p> <p>この場合において、連鎖式点灯をする方向指示器については、一つ以上の光源が点灯を開始した時点で点灯状態と判断するものとし、対を成すものとの点灯の位相は対称であること。</p> <p>② 方向指示器は、車両中心線を含む鉛直面に対して対称の位置（方向指示器を取付ける後写鏡等の部位が左右非対称の場合にあっては、車両中心線を含む鉛直面に対して可能な限り対称の位置）に取付けられたものであること。</p> <p>ただし、車体の外形（後写鏡、8-107 に規定する鏡その他の装置及びたわみ式アンテナを除く。）が左右対称でない自動車に備える方向指示器にあっては、この限りでない。</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>自動車にあっては、400mm)以上であり、かつ、それぞれ最外側にあるもの(セミトレーラを牽引する牽引自動車に備える後方に対して方向の指示を表示するための方向指示器を除く。)の照明部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内となるように取付けられていること。</p> <p>④ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える方向指示器は、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては、その照明部の最内縁において240mm以上、後方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては、その照明部の中心において150mm以上(二輪自動車の後面に備えるものにあつては、その照明部の最内縁において180mm以上)の間隔を有するものであり、かつ、前照灯が2個以上備えられている場合の前方に対して方向の指示を表示するためのものの位置は、方向指示器の照明部の最外縁が最外側の前照灯の照明部の最外縁より外側にあること。</p> <p>⑤ 側車付二輪自動車以外の自動車に備える方向指示器は、その照明部の上縁の高さが地上2,100mm以下(二輪自動車に備えるものにあつては地上1,200mm以下、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び大型特殊自動車に備える方向指示器並びに自動車の両側面に備える方向指示器にあつては、地上2,300mm以下)、下縁の高さが地上350mm以上(セミトレーラでその自動車の構造上地上350mm以上に取付けることができないものにあつては、取付けることができる最高の高さ)となるように取付けられていること。</p> <p>⑥ 側車付二輪自動車に備える方向指示器は、その照明部の中心の高さが地上2,300mm以下となるように取付けられていること。</p> <p>⑦ (1) ③及び⑤の自動車の両側面に備える方向指示器の照明部の最前縁は、自動車の前端から2,500mm以内(大型特殊自動車にあつては2,500mm以内又は自動車の長さ(牽引自動車と被牽引自動車を連結した場合にあつては、連結した状態における長さ)の60%以内、長さ6m以上の自動車(専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員が10人未満のもの、貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量3.5t以下のもの及びその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車を除く。)にあつては、自動車の長さ(牽引自動車と被牽引自動車を連結した場合にあつては、連結した状態における長さ)の60%以内)となるように取付けられていること。</p> <p>(参考図)</p>  <p>⑧ (1) ④の自動車の両側面の前部に備える方向指示器は、自動車の前端から運転者室又は客室の外側後端までの間に取付けられていること。</p>	<p>③ 側車付二輪自動車以外の自動車に備える方向指示器は、その照明部の下縁の高さが地上350mm以上(セミトレーラでその自動車の構造上地上350mm以上に取付けることができないものにあつては、取付けることができる最高の高さ)となるように取付けられていること。</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>⑨ (1) ④及び⑥の自動車の両側面の中央部に備える方向指示器の照明部の最前縁は、運転者室又は客室の外側後端から 2,500mm 以内（被牽引自動車にあっては、自動車の前端から 4,500mm 以内）となるように取付けられ、かつ、自動車の最外側から外側方 1m の車両中心面に平行な鉛直面上で当該方向指示器の取付位置の前方 1m から自動車の後端までに相当する点における地上 1m から 1.6m までの全ての位置から照明部を見通すことができるように取付けられていること。 (参考図)</p>  <p>⑩ (1) ④及び⑥の自動車の両側面に 3 個ずつ備える方向指示器は、可能な限り等間隔となるように取付けられていること。</p> <p>⑪ (1) ⑥の自動車の両側面に備える方向指示器（⑨及び⑩に規定する方向指示器を除く。）の照明部の最前縁は、牽引自動車の前端から牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態における長さの 60%以内となるように取付けられていること。</p> <p>⑫ 運転者が運転者席において直接かつ容易に方向指示器（自動車の両側面に備える方向指示器を除く。）の作動状態を確認できない場合は、その作動状態を運転者に表示する装置を備えること。</p> <p>⑬ 方向指示器は、他の灯火の点灯状態にかかわらず点灯操作及び消灯操作が行えるものであること。 ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える方向指示器にあっては、この限りでない。</p> <p>⑭ 自動車の両側面に備える方向指示器は、非常点滅表示灯を作動させている場合においては、当該非常点滅表示灯と同時に点滅する構造とすることができる。</p> <p>⑮ 方向指示器の直射光又は反射光は、当該方向指示器を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。</p> <p>⑯ 方向指示器は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 7-91-2-1 (1)〔二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあっては 7-91-2-1(1)③の表ア及びイに係る部分を除き、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）にあっては同表ア及びウに係る部分を除く。〕に掲げる性能〔専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、被牽引自動車及び長さ 6m 以上の自動車を除く。）であって乗車定員が 10 人未満のもの若しくは貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、被牽引自動車及び長さ 6m 以上の自動車を除く。）であって車両総重量 3.5t 以下のものの前部又は後部に取付けられる側方灯（灯光の色が橙色であるものに限る。）が同表アに規定する前面又は後面に備える方向指示器の性能を補完する性能を有する場合にあっては同表アの基準中「外側方向 80°」とあるのは「外側方向 45°」とする。〕を損なわないように取付けられな</p>	<p>④ 運転者が運転者席において直接かつ容易に方向指示器（自動車の両側面に備える方向指示器を除く。）の作動状態を確認できない場合は、その作動状態を運転者に表示する装置を備えること。</p> <p>⑤ 方向指示器は、他の灯火の点灯状態にかかわらず点灯操作及び消灯操作が行えるものであること。 ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える方向指示器にあっては、この限りでない。</p> <p>⑥ 自動車の両側面に備える方向指示器は、非常点滅表示灯を作動させている場合においては、当該非常点滅表示灯と同時に点滅する構造とすることができる。</p> <p>⑦ 方向指示器の直射光又は反射光は、当該方向指示器を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。</p> <p>⑧ 方向指示器は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 8-91-2-1 (1) に掲げる性能を損なわないように取付けられなければならない。</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>ればならない。</p> <p>ただし、自動車の構造上、7-91-2-1 (1) ③に規定する範囲において、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあっては、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。</p> <p>(3) 次のアからウまでの規定に適合する自動車の後面に備える方向指示器には、(2)の規定のうち⑤及び⑩(被牽引自動車の後面の両側の上側に備える方向指示器に限る。)の基準は適用しない。</p> <p>ただし、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車及び車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車の後面に備える方向指示器を除く。</p> <p>この場合において、方向指示器の H 面の高さが地上 2,100mm 以上となるように取付けられた後面に備える方向指示器に係る 7-91-2-1 (1) ③の適用に当たっては、同規定中「上方 15°」とあるのは「上方 5°」と読み替えるものとする。</p> <p>ア 自動車の後面の両側に備える方向指示器が左右 2 個ずつであること。</p> <p>イ 後面の両側下部に方向指示器を備える自動車にあっては、照明部の上縁の高さが地上 1,500mm 以下(大型特殊自動車にあっては地上 2,300mm 以下、除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車にあっては地上 2,100mm 以下)であり、かつ、照明部の最外縁が自動車の最外側から 400mm 以内となるようにそれぞれ取付けられていること。</p> <p>ウ 後面の両側上部に方向指示器を備える自動車にあっては、自動車の構造上、可能な限り最も高い位置に取付けられており、かつ、その照明部の下縁と下側に備える方向指示器の照明部の上縁との垂直方向の距離が 600mm 以上離れていること。</p> <p>(4) 次に掲げる方向指示器であってその機能を損なう損傷等のないものは、(2)の基準に適合するものとする。(細目告示第 137 条第 5 項関係)</p> <p>① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた方向指示器</p> <p>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている方向指示器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている方向指示器又はこれに準ずる性能を有する方向指示器</p> <p>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える方向指示器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた方向指示器又はこれに準ずる性能を有する方向指示器</p> <p>7-91-4 適用関係の整理</p> <p>(1) 昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車で運転者席が車室内になく、かつ、かじ取ハンドルの中心から当該自動車の最外側までの距離が 650mm 未満のものについては、7-91-5 (従前規定の適用①)の規定を適用する。(適用関係告示第 45 条第 2 項第 2 号関係)</p>	<p>(2) 方向指示器の機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第 215 条第 5 項関係)</p> <p>8-91-4 適用関係の整理</p> <p>7-91-4 の規定を適用する。</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
-----------------------------	---

- (2) 昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された牽引自動車で運転者席が車室内になく、かつ、かじ取ハンドルの中心から当該牽引自動車の最外側までの距離が 650mm 未満のものと昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された被牽引自動車で牽引自動車のかじ取ハンドルの中心から当該被牽引自動車の最外側までの距離が 650mm 未満のものを連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、7-91-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第 45 条第 2 項第 3 号関係）
- (3) 昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された牽引自動車と昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された被牽引自動車を連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車（前項第 3 号の牽引自動車及び被牽引自動車を除く。）については、7-91-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第 45 条第 2 項第 4 号及び第 3 項第 2 号関係）
- (4) 昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車については、7-91-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。（適用関係告示第 45 条第 2 項第 5 号関係）
- (5) 昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、7-91-9（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。（適用関係告示第 45 条第 2 項第 1 号、第 3 項第 1 号及び第 4 項関係）
- (6) 昭和 39 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、7-91-10（従前規定の適用⑥）の規定を適用する。（適用関係告示第 45 条第 5 項第 4 号関係）
- (7) 昭和 44 年 3 月 31 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車については、7-91-11（従前規定の適用⑦）の規定を適用する。（適用関係告示第 45 条第 2 項第 6 号関係）
- (8) 昭和 44 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、7-91-12（従前規定の適用⑧）の規定を適用する。（適用関係告示第 45 条第 3 項第 3 号関係）
- (9) 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、7-91-13（従前規定の適用⑨）の規定を適用する。（適用関係告示第 45 条第 3 項第 4 号、第 3 項第 5 号、第 5 項及び第 6 項関係）
- (10) 平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、7-91-14（従前規定の適用⑩）の規定を適用する。（適用関係告示第 45 条第 1 項、第 2 項第 7 号、第 3 項第 6 号及び第 7 項関係）
- (11) 次に掲げる自動車については、7-91-15（従前規定の適用⑪）の規定を適用する。（適用関係告示第 45 条第 20 項関係）
 - ① 平成 29 年 11 月 17 日以前に製作された自動車
 - ② 平成 29 年 11 月 17 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、平成 29 年 11 月 18 日以降に前部方向指示器に係る性能について変更がないもの
 - ③ 平成 29 年 11 月 17 日以前に法第 75 条の 3 の規定によりその「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置」の型式について指定を受けた自動車であって、平成 29 年 11 月 18 日以降に前部方向指示器に係る性能について変更がないもの
 - ④ ②又は③に掲げる自動車と前部方向指示器に係る性能について変更がないもの
- (12) 令和 2 年 6 月 14 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車については、7-91-16（従前規定の適用⑫）の規定を適用する。（適用関係告示第 45 条第 21 項関係）
- (13) 次に掲げる二輪自動車については、7-91-17（従前規定の適用⑬）の規定を適用する。（適用関係告示第 45 条第 24 項関係）
 - ① 令和 5 年 8 月 31 日以前に製作された二輪自動車
 - ② 令和 5 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）

7-91-5 従前規定の適用①

昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車で運転者席が車室内になく、かつ、かじ取ハンドルの中心から当該自動車の最外側までの距離が 650mm 未満のものについては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 45 条第 2 項第 2 号関係）

7-91-5-1 装備要件

なし。

7-91-5-2 性能要件

7-91-5-2-1 視認等による審査

- (1) 方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。
 - ① 方向指示器は、方向の指示を表示する方向 30m の距離から指示部の形状が確認できるものであること。
 - ② 次に掲げるものであって、その機能が正常であるものは、①の基準に適合するものとする。

この場合において、指示部の取扱いは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。

ア 次表に掲げる要件を備える各方向指示器

方向指示器の種類	要件	
	光源の W 数	指示部の面積
方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器	15W 以上	20cm ² 以上 (※1)

※1：各指示部の車両中心面に直交する鉛直面への投影面積をいう。

注：不透明なモール等により仕切られた指示部にあっては、当該モール等に相当する部分の投影面積を除く

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
-----------------------------	---

ものとする。

イ 指定自動車等に備えられている方向指示器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた方向指示器

ウ 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられているもの又はこれに準ずる性能を有するもの

エ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けたもの又はこれに準ずる性能を有するもの

③ 方向指示器の灯光の色は、黄色又は橙色(7-91-5-3(1)⑤に規定する方向指示器にあつては、橙色)であること。

ただし、方向の指示を前方に表示するためのものについては白色又は乳白色、方向の指示を後方又は後側方に表示するためのもの(7-91-5-3(1)⑤に規定する方向指示器を除く。)については赤色とすることができる。

(2) 7-91-5に規定する自動車には、(1)の規定にかかわらず、次の基準に適合する灯火式方向指示器を備えることができる。ただし、7-91-5-3(1)⑤の規定により自動車の両側面に備える方向指示器にあつては、この限りでない。

① 指示部は、長さ80mm以上、最大幅40mm以上の赤色又は橙色の矢形であること。

② 方向指示器は、方向の指示を表示する方向30mの距離から指示部の形状が確認できるものであること。

(3) 7-91-5に規定する自動車には、(1)の規定にかかわらず、次の基準に適合する腕木式方向指示器を備えればよい。ただし、7-91-5-3(1)⑤の規定により自動車の両側面に備える方向指示器にあつては、この限りでない。

① 指示部の両表示面の形状は、長さ160mm以上、最大幅35mm(長さ6m以上の自動車(後面の両側及び自動車の車両中心線上の前方30mの距離から表示が確認できる位置に点滅式方向指示器を備えているものを除く。)にあつては、長さ180mm以上、最大幅40mm)以上の剣形又は矢形であること。

② 方向の指示を表示する方向30mの距離から指示部の表示面の形状が確認できるものであること。

③ 指示部は、その内部に備えた灯火により夜間表示面の形状が確認できるものであること。

④ 指示部の両表示面は、赤色又は橙色に表示されるものであること。

(4) 灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものは、(1)、(2)及び(3)の基準に適合しないものとする。

7-91-5-2-2 テスタ等による審査

9-11の規定による。

7-91-5-3 取付要件

(1) 7-91-5-2-1(1)の方向指示器は、次の基準に適合するように取付けられなければならない。

① 方向指示器は、毎分50回以上120回以下の一定の周期で点滅し、又は光度が増減するものであること。

ただし、⑤に規定する方向指示器にあつては、毎分60回以上120回以下の一定の周期で点滅するものでなければならない。

この場合において、連鎖式点灯をする方向指示器については、一つ以上の光源が点灯を開始した時点で点灯状態と判断するものとし、対を成すものとの点灯の位相は対称であること。

また、光度が増減する方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。

ア 車幅灯又は尾灯と兼用するものであること。

イ 最大光度は、当該車幅灯又は尾灯の光度の2倍以上であること。

② 方向指示器は、車両中心線を含む鉛直面に対して対称の位置(方向指示器を取付ける後写鏡等の部位が左右非対称の場合にあつては、車両中心線を含む鉛直面に対して可能な限り対称の位置)に取付けられたものであること。

ただし、車体の外形(後写鏡、7-107に規定する鏡その他の装置及びたわみ式アンテナを除く。)が左右対称でない自動車に備える方向指示器にあつては、この限りでない。

③ 前方又は後方に対して方向の指示を表示するための方向指示器の指示部のうちそれぞれ最内側にあるものの最内縁の間隔は、600mm(幅が1.3m未満の自動車にあつては、400mm)以上であり、かつ、それぞれ最外側にあるもの(セミトレーラを牽引する牽引自動車に備える後方に対して方向の指示を表示するための方向指示器を除く。)の指示部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内となるように取付けられていること。

ただし、方向指示器の指示部の中心の間隔が自動車の幅の50%以上であるものにあつては、この限りでない。

④ 自動車に備える方向指示器は、その指示部の中心の高さが地上2.3m以下となるように取付けられていること。

⑤ 自動車の両側面の中央部に備える方向指示器の指示部の最前縁は、運転者室又は客室の外側後端から2,500mm以内(被牽引自動車にあつては、自動車の前端から4,500mm以内)となるように取付けられ、かつ、自動車の最外側から外側方1mの車両中心面に平行な鉛直面上で当該方向指示器の取付位置の前方1mから自動車の後端までに相当する点における地上1mから1.6mまでの全ての位置から指示部を見通すことができるように取付けられていること。

⑥ 自動車の両側面に備える方向指示器(⑤に規定する方向指示器を除く。)の指示部の最前縁は、牽引自動車の前端から牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態における長さの60%以内となるように取付けられていること。

⑦ 運転者が運転者席において直接かつ容易に方向指示器(自動車の両側面に備える方向指示器を除く。)の作動状態を確認できない場合は、その作動状態を運転者に表示する装置を備えること。

⑧ 自動車の両側面に備える方向指示器は、非常点滅表示灯を作動させている場合においては、当該非常点滅表示灯と同時に点滅し、又は光度が増減する構造(⑤に規定する方向指示器にあつては、点滅する構造)とすることができる。

この場合においては、当該方向指示器(⑤に規定するものを除く。)を非常点滅表示灯とみなして、制動灯が点灯している場合には、その操作装置を操作した状態においても点滅又は光度の増減を停止する構造とすることができる。

(2) 7-91-5-2-1(2)の灯火式方向指示器は、7-91-5-2-1(2)に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合する

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
-----------------------------	---

ように取付けられなければならない。

- ① 方向指示器は、自動車の幅の50%以上の間隔を有するものであること。
- ② 方向指示器は、(1) ②、④から⑦までの基準に準じたものであること。
- (3) 7-91-5-2-1 (3) の腕木式方向指示器は、7-91-5-2-1 (3) に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。
 - ① 指示部は、作動時には水平位置をとり、不 작동時には確実に格納されるものであること。
 - ② 取付位置は、地上2,300mm以下であること。
 - ③ 腕木式方向指示器は、(1) ⑤から⑦までの基準に準じたものであること。
- (4) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1)、(2) 及び (3) の基準に適合するものとする。

7-91-6 従前規定の適用②

昭和35年3月31日以前に製作された牽引自動車で運転者席が車室内になく、かつ、かじ取ハンドルの中心から当該牽引自動車の最外側までの距離が650mm未満のものと昭和35年3月31日以前に製作された被牽引自動車で牽引自動車のかじ取ハンドルの中心から当該被牽引自動車の最外側までの距離が650mm未満のものを連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第45条第2項第3号関係)

7-91-6-1 装備要件

自動車には、次に掲げるところにより方向指示器を備えなければならない。

- ① 自動車には、方向指示器を自動車の車両中心線上の前方及び後方30mの距離から指示部が見通すことのできる位置に少なくとも左右1個ずつ備えること。
ただし、最高速度20km/h未満の自動車で、かじ取ハンドルの中心から自動車の最外側までの距離が650mm未満であり、かつ、運転者席が車室内にないもの及び被牽引自動車にあつては、この限りでない。
- ② 大型貨物自動車等である牽引自動車及び被牽引自動車には、牽引自動車(幅0.8m以下の自動車及び①ただし書の自動車(大型特殊自動車を除く。))を除く。)と被牽引自動車を連結した場合(牽引自動車又は被牽引自動車が大型貨物自動車等である場合に限る。)においては、その状態において牽引自動車又は被牽引自動車に①の本文の規定に適合するように、かつ、両側面に方向指示器を備えること。
- ③ ①のただし書の自動車(被牽引自動車を除く。)で長さ6m以上のもの及び牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態における長さが6m以上となる場合における牽引自動車(幅0.8m以下の自動車及び①ただし書の自動車(大型特殊自動車を除く。))に限る。)又は被牽引自動車には、①の本文の規定に準じて方向指示器を備えること。

7-91-6-2 性能要件

7-91-6-2-1 視認等による審査

7-91-7-2-1に同じ。

7-91-6-2-2 テスタ等による審査

9-11の規定による。

7-91-6-3 取付要件

- (1) 7-91-6-2-1 (1) の方向指示器は、次の基準に適合するように取付けられなければならない。
 - ① 方向指示器は、毎分50回以上120回以下の一定の周期で点滅し、又は光度が増減するものであること。
ただし、⑤に規定する方向指示器にあつては、毎分60回以上120回以下の一定の周期で点滅するものでなければならない。
この場合において、連鎖式点灯をする方向指示器については、一つ以上の光源が点灯を開始した時点で点灯状態と判断するものとし、対を成すものとの点灯の位相は対称であること。
また、光度が増減する方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。
ア 車幅灯又は尾灯と兼用するものであること。
イ 最大光度は、当該車幅灯又は尾灯の光度の2倍以上であること。
 - ② 方向指示器は、車両中心線を含む鉛直面に対して対称の位置(方向指示器を取付ける後写鏡等の部位が左右非対称の場合にあつては、車両中心線を含む鉛直面に対して可能な限り対称の位置)に取付けられたものであること。
ただし、車体の外形(後写鏡、7-107に規定する鏡その他の装置及びたわみ式アンテナを除く。)が左右対称でない自動車に備える方向指示器にあつては、この限りでない。
 - ③ 前方又は後方に対して方向の指示を表示するための方向指示器の指示部のうちそれぞれ最内側にあるものの最内縁の間隔は、600mm(幅が1.3m未満の自動車にあつては、400mm)以上であり、かつ、それぞれ最外側にあるもの(セミトレーラを牽引する牽引自動車に備える後方に対して方向の指示を表示するための方向指示器を除く。)の指示部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内となるように取付けられていること。
ただし、方向指示器の指示部の中心の間隔が自動車の幅の50%以上であるものにあつては、この限りでない。
 - ④ 自動車に備える方向指示器は、その指示部の中心の高さが地上2,300mm以下となるように取付けられていること。
 - ⑤ 7-91-6-1②の自動車の両側面の中央部に備える方向指示器の指示部の最前縁は、運転者室又は客室の外側後端から2,500mm以内(被牽引自動車にあつては、自動車の前端から4,500mm以内)となるように取付けられ、かつ、自動車の最外側から外側方1mの車両中心面に平行な鉛直面上で当該方向指示器の取付位置の前方1mから自動車の後端までに相

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
-----------------------------	---

当する点における地上 1m から 1.6m までの全ての位置から指示部を見通すことができるように取付けられていること。

⑥ 7-91-6-1②の自動車の両側面に備える方向指示器（⑤に規定する方向指示器を除く。）の指示部の最前縁は、牽引自動車の前端から牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態における長さの 60%以内となるように取付けられていること。

⑦ 運転者が運転者席において直接かつ容易に方向指示器（自動車の両側面に備える方向指示器を除く。）の作動状態を確認できない場合は、その作動状態を運転者に表示する装置を備えること。

⑧ 自動車の両側面に備える方向指示器は、非常点滅表示灯を作動させている場合においては、当該非常点滅表示灯と同時に点滅し、又は光度が増減する構造（⑤に規定する方向指示器にあつては、点滅する構造）とすることができる。

この場合においては、当該方向指示器（⑤に規定するものを除く。）を非常点滅表示灯とみなして、制動灯が点灯している場合には、その操作装置を操作した状態においても点滅又は光度の増減を停止する構造とすることができる。

(2) 7-91-6-2-1 (2) の灯火式方向指示器は、次の基準に適合するように取付けられなければならない。

① 方向指示器は、自動車の幅の 50%以上の間隔を有するものであること。

② 方向指示器は、(1) ②、④から⑦までの基準に準じたものであること。

(3) 7-91-6-2-1 (3) の腕木式方向指示器は、次の基準に適合するように取付けられなければならない。

① 指示部は、作動時には水平位置をとり、不作動時には確実に格納されるものであること。

② 取付位置は、地上 2,300mm 以下であること。

③ 腕木式方向指示器は、(1) ⑤から⑦までの基準に準じたものであること。

(4) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1)、(2) 及び (3) の基準に適合するものとする。

7-91-7 従前規定の適用③

昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された牽引自動車と昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された被牽引自動車を連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車（7-91-6 の牽引自動車及び被牽引自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 45 条第 2 項第 4 号及び第 3 項第 2 号関係）

7-91-7-1 装備要件

自動車には、次に掲げるところにより方向指示器を備えなければならない。

① 自動車には、方向指示器を自動車の車両中心線上の前方及び後方 30m の距離から指示部が見通すことのできる位置に少なくとも左右 1 個ずつ備えること。

ただし、最高速度 20km/h 未満の自動車で、かじ取ハンドルの中心から自動車の最外側までの距離が 650mm 未満であり、かつ、運転者席が車室内にないもの及び被牽引自動車にあつては、この限りでない。

② 牽引自動車（幅 0.8m 以下の自動車及び①ただし書の自動車（大型特殊自動車を除く。）を除く。）と被牽引自動車を連結した場合（牽引自動車又は被牽引自動車が大型貨物自動車等である場合を除く。）においては、その状態において①の本文の規定に適合するように方向指示器を備えること。

③ 大型貨物自動車等である牽引自動車及び被牽引自動車には、牽引自動車（幅 0.8m 以下の自動車及び①ただし書の自動車（大型特殊自動車を除く。）を除く。）と被牽引自動車を連結した場合（牽引自動車又は被牽引自動車が大型貨物自動車等である場合に限る。）においては、その状態において牽引自動車又は被牽引自動車に①の本文の規定に適合するように方向指示器を備えること。

④ ①のただし書の自動車（被牽引自動車を除く。）で長さ 6m 以上のもの及び牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態における長さが 6m 以上となる場合における牽引自動車（幅 0.8m 以下の自動車及び①ただし書の自動車（大型特殊自動車を除く。）に限る。）又は被牽引自動車には、①の本文の規定に準じて方向指示器を備えること。

7-91-7-2 性能要件

7-91-7-2-1 視認等による審査

(1) 方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。

① 方向指示器は、方向の指示を表示する方向 30m の距離から指示部の形状が確認できるものであること。

② 次に掲げるものであって、その機能が正常であるものは、①の基準に適合するものとする。

この場合において、指示部の取扱いは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。

ア 次表に掲げる要件を備える各方向指示器

方向指示器の種類	要件	
	光源の W 数	指示部の面積
方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器	15W 以上	20cm ² 以上 (※1)

※1：各指示部の車両中心面に直交する鉛直面への投影面積をいう。

注：不透明なモール等により仕切られた指示部にあつては、当該モール等に相当する部分の投影面積を除くものとする。

イ 指定自動車等に備えられている方向指示器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた方向指示器

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>ウ 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられているもの又はこれに準ずる性能を有するもの</p> <p>エ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けたもの又はこれに準ずる性能を有するもの</p> <p>③ 方向指示器の灯光の色は、黄色又は橙色（7-91-7-3（1）⑤に規定する方向指示器にあっては、橙色）であること。ただし、方向の指示を前方に表示するためのものについては白色又は乳白色、方向の指示を後方又は後側方に表示するためのもの（7-91-7-3（1）⑤に規定する方向指示器を除く。）については赤色とすることができる。</p> <p>(2) 7-91-7に規定する自動車には、(1)の規定にかかわらず、次の基準に適合する灯火式方向指示器を備えることができる。ただし、7-91-7-3（1）⑤の規定により自動車の両側面に備える方向指示器にあっては、この限りでない。</p> <p>① 指示部は、長さ80mm以上、最大幅40mm以上の赤色又は橙色の矢形であること。</p> <p>② 方向指示器は、方向の指示を表示する方向30mの距離から指示部の形状が確認できるものであること。</p> <p>(3) 7-91-7に規定する自動車には、(1)の規定にかかわらず、次の基準に適合する腕木式方向指示器を備えればよい。ただし、7-91-7-3（1）⑤の規定により自動車の両側面に備える方向指示器にあっては、この限りでない。</p> <p>① 指示部の両表示面の形状は、長さ160mm以上、最大幅35mm（長さ6m以上の自動車（後面の両側及び自動車の車両中心線上の前方30mの距離から表示が確認できる位置に点滅式方向指示器を備えているものを除く。）にあっては、長さ180mm以上、最大幅40mm）以上の剣形又は矢形であること。</p> <p>② 方向の指示を表示する方向30mの距離から指示部の表示面の形状が確認できるものであること。</p> <p>③ 指示部は、その内部に備えた灯火により夜間表示面の形状が確認できるものであること。</p> <p>④ 指示部の両表示面は、赤色又は橙色に表示されるものであること。</p> <p>(4) 「道路運送車両の保安基準の一部改正に伴う左折事故防止対策のための標準改造要領について」（昭和54年3月28日付け自車第241号）の別添「大型貨物自動車の左折事故防止対策標準改造要領書」に基づく方法又はこれに準じた方法により改造した車両側面中央部附近の方向指示器であって、その機能が正常であるものは、(1)の基準に適合するものとする。</p> <p>(5) 灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものは、(1)、(2)及び(3)の基準に適合しないものとする。</p>	
<p>7-91-7-2-2 テスタ等による審査</p>	
<p>9-11の規定による。</p>	
<p>7-91-7-3 取付要件</p>	
<p>(1) 7-91-7-2-1（1）の方向指示器は、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>① 方向指示器は、毎分50回以上120回以下の一定の周期で点滅し、又は光度が増減するものであること。ただし、⑤に規定する方向指示器にあっては、毎分60回以上120回以下の一定の周期で点滅するものでなければならない。</p> <p>この場合において、連鎖式点灯をする方向指示器については、一つ以上の光源が点灯を開始した時点で点灯状態と判断するものとし、対を成すものとの点灯の位相は対称であること。</p> <p>また、光度が増減する方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ア 車幅灯又は尾灯と兼用するものであること。</p> <p>イ 最大光度は、当該車幅灯又は尾灯の光度の2倍以上であること。</p> <p>② 方向指示器は、車両中心線を含む鉛直面に対して対称の位置（方向指示器を取付ける後写鏡等の部位が左右非対称の場合にあっては、車両中心線を含む鉛直面に対して可能な限り対称の位置）に取付けられたものであること。ただし、車体の外形（後写鏡、7-107に規定する鏡その他の装置及びたわみ式アンテナを除く。）が左右対称でない自動車に備える方向指示器にあっては、この限りでない。</p> <p>③ 前方又は後方に対して方向の指示を表示するための方向指示器の指示部のうちそれぞれ最内側にあるものの最内縁の間隔は、600mm（幅が1.3m未満の自動車にあっては、400mm）以上であり、かつ、それぞれ最外側にあるもの（セミトレーラを牽引する牽引自動車に備える後方に対して方向の指示を表示するための方向指示器を除く。）の指示部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内となるように取付けられていること。</p> <p>ただし、方向指示器の指示部の中心の間隔が自動車の幅の50%以上であるものにあっては、この限りでない。</p> <p>④ 自動車に備える方向指示器は、その指示部の中心の高さが地上2,300mm以下となるように取付けられていること。</p> <p>⑤ 7-91-7-1③の自動車の両側面の中央部に備える方向指示器の指示部の最前縁は、運転者室又は客室の外側後端から2,500mm以内（被牽引自動車にあっては、自動車の前端から4,500mm以内）となるように取付けられ、かつ、自動車の最外側から外側方1mの車両中心面に平行な鉛直面上で当該方向指示器の取付位置の前方1mから自動車の後端までに相当する点における地上1mから1.6mまでの全ての位置から指示部を見通すことができるように取付けられていること。</p> <p>⑥ 運転者が運転者席において直接かつ容易に方向指示器（自動車の両側面に備える方向指示器を除く。）の作動状態を確認できない場合は、その作動状態を運転者に表示する装置を備えること。</p> <p>⑦ 自動車の両側面に備える方向指示器は、非常点滅表示灯を作動させている場合においては、当該非常点滅表示灯と同時に点滅し、又は光度が増減する構造（⑤に規定する方向指示器にあっては、点滅する構造）とすることができる。この場合においては、当該方向指示器（⑤に規定するものを除く。）を非常点滅表示灯とみなして、制動灯が点灯している場合には、その操作装置を操作した状態においても点滅又は光度の増減を停止する構造とすることができる。</p> <p>(2) 7-91-7-2-1（2）の灯火式方向指示器は、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>① 方向指示器は、自動車の幅の50%以上の間隔を有するものであること。</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
-----------------------------	---

- ② 方向指示器は、(1) ②、④から⑥までの基準に準じたものであること。
- (3) 7-91-7-2-1 (3) の腕木式方向指示器は、次の基準に適合するように取付けられなければならない。
 - ① 指示部は、作動時には水平位置をとり、不作動時には確実に格納されるものであること。
 - ② 取付位置は、地上 2,300mm 以下であること。
 - ③ 腕木式方向指示器は、(1) ⑤及び⑥の基準に準じたものであること。
- (4) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1)、(2) 及び (3) の基準に適合するものとする。

7-91-8 従前規定の適用④

昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。
(適用関係告示第 45 条第 2 項第 5 号関係)

7-91-8-1 装備要件

なし。

7-91-8-2 性能要件

7-91-8-2-1 視認等による審査

- (1) 方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。
 - ① 方向指示器は、方向の指示を表示する方向 30m の距離から指示部の形状が確認できるものであること。
 - ② 次に掲げるものであって、その機能が正常であるものは、①の基準に適合するものとする。
この場合において、指示部の取扱いは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。

ア 次表に掲げる要件を備える各方向指示器

方向指示器の種類	要件	
	光源の W 数	指示部の面積
方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器	15W 以上	—

イ 指定自動車等に備えられている方向指示器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた方向指示器

ウ 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられているもの又はこれに準ずる性能を有するもの

エ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けたもの又はこれに準ずる性能を有するもの

- ③ 方向指示器の灯光の色は、黄色又は橙色であること。
ただし、方向の指示を前方に表示するためのものについては白色又は乳白色、方向の指示を後方又は後側方に表示するためのものについては赤色とすることができる。
- (2) 7-91-8 に規定する自動車には、(1) の規定にかかわらず、次の基準に適合する灯火式方向指示器を備えることができる。
 - ① 指示部は、長さ 80mm 以上、最大幅 40mm 以上の赤色又は橙色の矢形であること。
 - ② 方向指示器は、方向の指示を表示する方向 30m の距離から指示部の形状が確認できるものであること。
- (3) 7-91-8 に規定する自動車には、(1) の規定にかかわらず、次の基準に適合する腕木式方向指示器を備えればよい。
 - ① 指示部の両表示面の形状は、長さ 160mm 以上、最大幅 35mm (長さ 6m 以上の自動車 (後面の両側及び自動車の車両中心線上の前方 30m の距離から表示が確認できる位置に点滅式方向指示器を備えているものを除く。)) にあっては、長さ 180mm 以上、最大幅 40mm) 以上の剣形又は矢形であること。
 - ② 方向の指示を表示する方向 30m の距離から指示部の表示面の形状が確認できるものであること。
 - ③ 指示部は、その内部に備えた灯火により夜間表示面の形状が確認できるものであること。
 - ④ 指示部の両表示面は、赤色又は橙色に表示されるものであること。
- (4) 灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものは、(1)、(2) 及び (3) の基準に適合しないものとする。

7-91-8-2-2 テスタ等による審査

9-11 の規定による。

7-91-8-3 取付要件

- (1) 7-91-8-2-1 (1) の方向指示器は、次の基準に適合するように取付けられなければならない。
 - ① 方向指示器は、毎分 50 回以上 120 回以下の一定の周期で点滅し、又は光度が増減するものであること。
この場合において、連鎖式点灯をする方向指示器については、一つ以上の光源が点灯を開始した時点で点灯状態と判断するものとし、対を成すものとの点灯の位相は対称であること。
また、光度が増減する方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。
ア 車幅灯又は尾灯と兼用するものであること。
イ 最大光度は、当該車幅灯又は尾灯の光度の 2 倍以上であること。
 - ② 方向指示器は、車両中心線を含む鉛直面に対して対称の位置 (方向指示器を取付ける後写鏡等の部位が左右非対称の場合にあっては、車両中心線を含む鉛直面に対して可能な限り対称の位置) に取付けられたものであること。
ただし、車体の外形 (後写鏡、7-107 に規定する鏡その他の装置及びたわみ式アンテナを除く。) が左右対称でない

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
-----------------------------	---

自動車に備える方向指示器にあつては、この限りでない。

- ③ 方向指示器は、前照灯が2個以上備えられている場合の位置は、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては最外側の前照灯より外側にあること。
- ④ 自動車に備える方向指示器は、その指示部の中心の高さが地上2,300mm以下となるように取付けられていること。
- ⑤ 運転者が運転者席において直接かつ容易に方向指示器（自動車の両側面に備える方向指示器を除く。）の作動状態を確認できない場合は、その作動状態を運転者に表示する装置を備えること。
- ⑥ 自動車の両側面に備える方向指示器は、非常点滅表示灯を作動させている場合においては、当該非常点滅表示灯と同時に点滅し、又は光度が増減する構造とすることができる。

この場合においては、当該方向指示器を非常点滅表示灯とみなして、制動灯が点灯している場合には、その操作装置を操作した状態においても点滅又は光度の増減を停止する構造とすることができる。

- (2) 7-91-8-2-1 (2) の灯火式方向指示器は、次の基準に適合するように取付けられなければならない。
 - ① 方向指示器は、自動車の幅の50%以上の間隔を有するものであること。
 - ② 方向指示器は、(1) ②から⑤までの基準に準じたものであること。
- (3) 7-91-8-2-1 (3) の腕木式方向指示器は、次の基準に適合するように取付けられなければならない。
 - ① 指示部は、作動時には水平位置をとり、不作動時には確実に格納されるものであること。
 - ② 取付位置は、地上2,300mm以下であること。
 - ③ 腕木式方向指示器は、(1) ⑤の基準に準じたものであること。
- (4) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1)、(2)及び(3)の基準に適合するものとする。

7-91-9 従前規定の適用⑤

昭和35年3月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第45条第2項第1号、第3項第1号及び第4項関係)

7-91-9-1 装備要件

自動車には、次に掲げるところにより方向指示器を備えなければならない。

- ① 自動車には、方向指示器を自動車の車両中心線上の前方及び後方30mの距離から指示部が見通すことのできる位置に少なくとも左右1個ずつ備えること。
ただし、最高速度20km/h未満の自動車で、かじ取ハンドルの中心から自動車の最外側までの距離が650mm未満であり、かつ、運転者席が車室内にないもの及び被牽引自動車にあつては、この限りでない。
- ② 牽引自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び幅0.8m以下の自動車並びに①ただし書の自動車（大型特殊自動車を除く。）を除く。）と被牽引自動車を連結した場合（牽引自動車又は被牽引自動車が大型貨物自動車等である場合を除く。）においては、その状態において①の本文の規定に適合するように方向指示器を備えること。
- ③ 大型貨物自動車等である牽引自動車及び被牽引自動車には、牽引自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び幅0.8m以下の自動車並びに①ただし書の自動車（大型特殊自動車を除く。）を除く。）と被牽引自動車を連結した場合（牽引自動車又は被牽引自動車が大型貨物自動車等である場合に限る。）においては、その状態において牽引自動車又は被牽引自動車に①の本文の規定に適合するように、かつ、両側面に方向指示器を備えること。
- ④ ①のただし書の自動車（被牽引自動車を除く。）で長さ6m以上のもの及び牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態における長さが6m以上となる場合における牽引自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び幅0.8m以下の自動車並びに①ただし書の自動車（大型特殊自動車を除く。）に限る。）又は被牽引自動車には、①の本文の規定に準じて方向指示器を備えること。

7-91-9-2 性能要件

7-91-9-2-1 視認等による審査

- (1) 方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。
 - ① 方向指示器は、方向の指示を表示する方向30mの距離から指示部の形状が確認できるものであること。
 - ② 次に掲げるものであつて、その機能が正常であるものは、①の基準に適合するものとする。
この場合において、指示部の取扱いは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。

ア 次表に掲げる要件を備える各方向指示器

方向指示器の種類	自動車の種類	要件	
		光源のW数	指示部の面積
方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器	二輪自動車及び側車付二輪自動車	15W以上	—
	その他		20cm ² 以上 (※1)

※1：各指示部の車両中心面に直交する鉛直面への投影面積をいう。

注：不透明なモール等により仕切られた指示部にあつては、当該モール等に相当する部分の投影面積を除く

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
-----------------------------	---

ものとする。

イ 指定自動車等に備えられている方向指示器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた方向指示器

ウ 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられているもの又はこれに準ずる性能を有するもの

エ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けたもの又はこれに準ずる性能を有するもの

③ 方向指示器の灯光の色は、黄色又は橙色（7-91-9-3（1）⑥に規定する方向指示器にあっては、橙色）であること。

ただし、方向の指示を前方に表示するためのものについては白色又は乳白色、方向の指示を後方又は後側方に表示するためのもの（7-91-9-3（1）⑥に規定する方向指示器を除く。）については赤色とすることができる。

(2) 7-91-9に規定する自動車には、(1)の規定にかかわらず、次の基準に適合する灯火式方向指示器を備えることができる。ただし、7-91-9-3（1）⑥の規定により自動車の両側面に備える方向指示器にあっては、この限りでない。

① 指示部は、長さ80mm以上、最大幅40mm以上の赤色又は橙色の矢形であること。

② 方向指示器は、方向の指示を表示する方向30mの距離から指示部の形状が確認できるものであること。

(3) 7-91-9に規定する自動車には、(1)の規定にかかわらず、次の基準に適合する腕木式方向指示器を備えればよい。ただし、7-91-9-3（1）⑥の規定により自動車の両側面に備える方向指示器にあっては、この限りでない。

① 指示部の両表示面の形状は、長さ160mm以上、最大幅35mm（長さ6m以上の自動車（後面の両側及び自動車の車両中心線上の前方30mの距離から表示が確認できる位置に点滅式方向指示器を備えているものを除く。）にあっては、長さ180mm以上、最大幅40mm）以上の剣形又は矢形であること。

② 方向の指示を表示する方向30mの距離から指示部の表示面の形状が確認できるものであること。

③ 指示部は、その内部に備えた灯火により夜間表示面の形状が確認できるものであること。

④ 指示部の両表示面は、赤色又は橙色に表示されるものであること。

(4) 「道路運送車両の保安基準の一部改正に伴う左折事故防止対策のための標準改造要領について」（昭和54年3月28日付け自車第241号）の別添「大型貨物自動車の左折事故防止対策標準改造要領書」に基づく方法又はこれに準じた方法により改造した車両側面中央部附近の方向指示器であって、その機能が正常であるものは、(1)の基準に適合するものとする。

(5) 灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものは、(1)、(2)及び(3)の基準に適合しないものとする。

7-91-9-2-2 テスタ等による審査

9-11の規定による。

7-91-9-3 取付要件

(1) 7-91-9-2-1（1）の方向指示器は、次の基準に適合するように取付けられなければならない。

① 方向指示器は、毎分50回以上120回以下の一定の周期で点滅し、又は光度が増減するものであること。ただし、⑥に規定する方向指示器にあっては、毎分60回以上120回以下の一定の周期で点滅するものでなければならない。

この場合において、連鎖式点灯をする方向指示器については、一つ以上の光源が点灯を開始した時点で点灯状態と判断するものとし、対を成すものとの点灯の位相は対称であること。

また、光度が増減する方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。

ア 車幅灯又は尾灯と兼用するものであること。

イ 最大光度は、当該車幅灯又は尾灯の光度の2倍以上であること。

② 方向指示器は、車両中心線を含む鉛直面に対して対称の位置（方向指示器を取付ける後写鏡等の部位が左右非対称の場合にあっては、車両中心線を含む鉛直面に対して可能な限り対称の位置）に取付けられたものであること。

ただし、車体の外形（後写鏡、7-107に規定する鏡その他の装置及びたわみ式アンテナを除く。）が左右対称でない自動車に備える方向指示器にあっては、この限りでない。

③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える前方又は後方に対して方向の指示を表示するための方向指示器の指示部のうちそれぞれ最内側にあるものの最内縁の間隔は、600mm（幅が1.3m未満の自動車にあっては、400mm）以上であり、かつ、それぞれ最外側にあるもの（セミトレーラを牽引する牽引自動車に備える後方に対して方向の指示を表示するための方向指示器を除く。）の指示部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内となるように取付けられていること。

ただし、方向指示器の指示部の中心の間隔が自動車の幅の50%以上であるものにあっては、この限りでない。

④ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える方向指示器は、その指示部の中心において、前方に対して方向の指示を表示するためのものには300mm（光源が8W以上のものには250mm）以上、後方に対して方向の指示を表示するためのものには150mm以上の間隔を有するものであり、かつ、前照灯が2個以上備えられている場合の位置は、前方に対して方向の指示を表示するためのものには最外側の前照灯より外側にあること。

⑤ 自動車に備える方向指示器は、その指示部の中心の高さが地上2,300mm以下となるように取付けられていること。

⑥ 7-91-9-1③の自動車の両側面の中央部に備える方向指示器の指示部の最前縁は、運転者室又は客室の外側後端から2,500mm以内（被牽引自動車にあっては、自動車の前端から4,500mm以内）となるように取付けられ、かつ、自動車の最外側から外側方1mの車両中心面に平行な鉛直面上で当該方向指示器の取付位置の前方1mから自動車の後端までに相当する点における地上1mから1.6mまでの全ての位置から指示部を見通すことができるように取付けられていること。

⑦ 7-91-9-1③の自動車の両側面に備える方向指示器（⑥に規定する方向指示器を除く。）の指示部の最前縁は、牽引自動車の前端から牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態における長さの60%以内となるように取付けられているこ

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
-----------------------------	---

と。

⑧ 運転者が運転者席において直接かつ容易に方向指示器（自動車の両側面に備える方向指示器を除く。）の作動状態を確認できない場合は、その作動状態を運転者に表示する装置を備えること。

⑨ 自動車の両側面に備える方向指示器は、非常点滅表示灯を作動させている場合においては、当該非常点滅表示灯と同時に点滅し、又は光度が増減する構造（⑥に規定する方向指示器にあっては、点滅する構造）とすることができる。

この場合においては、当該方向指示器（⑥に規定するものを除く。）を非常点滅表示灯とみなして、制動灯が点灯している場合には、その操作装置を操作した状態においても点滅又は光度の増減を停止する構造とすることができる。

(2) 7-91-9-2-1 (2) の灯火式方向指示器は、次の基準に適合するように取付けられなければならない。

① 方向指示器は、自動車の幅の50%以上の間隔を有するものであること。

② 方向指示器は、(1) ②、④から⑧までの基準に準じたものであること。

(3) 7-91-9-2-1 (3) の腕木式方向指示器は、次の基準に適合するように取付けられなければならない。

① 指示部は、作動時には水平位置をとり、不作動時には確実に格納されるものであること。

② 取付位置は、地上2,300mm以下であること。

③ 腕木式方向指示器は、(1) ⑥から⑧までの基準に準じたものであること。

(4) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1)、(2)及び(3)の基準に適合するものとする。

7-91-10 従前規定の適用⑥

昭和39年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第45条第5項第2号関係)

7-91-10-1 装備要件

7-91-12-1に同じ。

7-91-10-2 性能要件

7-91-10-2-1 視認等による審査

(1) 方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。

① 方向指示器は、方向の指示を表示する方向30mの距離から指示部の形状が確認できるものであること。

② 次に掲げるものであって、その機能が正常であるものは、①の基準に適合するものとする。

この場合において、指示部の取扱いは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。

ア 次表に掲げる要件を備える各方向指示器

方向指示器の種類	自動車の種類	要件	
		光源のW数	指示部の面積
(ア) 方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器	長さ6m以上の自動車	15W以上	40cm ² 以上 (※1)
	二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車	10W以上	7cm ² 以上 (※1)
	その他	15W以上	20cm ² 以上 (※1)
(イ) 7-91-10-1③、④、⑤又は⑥の規定により自動車の両側面に備える方向指示器(7-91-10-3(1)⑧を除く。)		3W以上	20cm ² 以上 (※3)
(ウ) 7-91-10-3(1)⑧の規定により自動車の両側面に備える方向指示器		15W以上	40cm ² 以上 (※2)

※1：各指示部の車両中心線上の鉛直面に直交する鉛直面への投影面積をいう。

※2：各指示部の車両中心線上の鉛直面への投影面積及び車両中心線上の鉛直面と45°に交わる鉛直面への投影面積をいう。

※3：各指示部の車両中心線上の鉛直面（専ら後側方に対し表示するためのものにあつては、車両中心線上の鉛直面と45°に交わる後側方の鉛直面）への投影面積をいう。

注：不透明なモール等により仕切られた指示部にあっては、当該モール等に相当する部分の投影面積を除くものとする。

イ 指定自動車等に備えられている方向指示器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた方向指示器

ウ 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられているもの又はこれに準ずる性能を有するもの

エ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けたもの又はこれに準ずる性能を有するもの

③ 方向指示器の灯光の色は、黄色又は橙色(7-91-10-3(1)⑧に規定する方向指示器にあっては、橙色)であること。ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車にあっては、方向の指示を前方に表示するためのものについて

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
-----------------------------	---

ては白色又は乳白色、方向の指示を後方又は後側方に表示するためのもの(7-91-10-3 (1) ⑧に規定する方向指示器を除く。)については赤色とすることができる。

④ 方向指示器の指示部は、次の表の左欄に掲げる方向指示器の種別に応じ、同表の右欄に掲げる位置から見通すことができるものであること。

方向指示器の種別	位置
ア 自動車の後面に備える方向指示器	後方 10m の距離における地上 2.5m までの範囲における全ての位置
イ ウに掲げる自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車(方向指示器を側面のみに備えるものに限る。)以外の自動車の両側面に備える方向指示器(7-91-10-3 (1) ⑧に規定するものを除く。)	自動車の後面の両側に備える方向指示器を結ぶ直線上で自動車の最外側から 1.5m 外側の位置
ウ 次の(1) から(4) までに掲げる自動車(長さ 6m 以下のものを除く。)並びに(5) 及び(6) に掲げる自動車の両側面に備える方向指示器(7-91-10-3 (1) ⑧に規定するものを除く。) (1) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの (2) その形状が専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のものの形状に類する自動車 (3) 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t 以下のもの (4) その形状が貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t 以下のものの形状に類する自動車 (5) 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超えるもの (6) その形状が貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超えるものの形状に類する自動車	自動車の後面の両側に備える方向指示器を結ぶ直線上で自動車の最外側から 1.5m 外側の位置

(2) 7-91-10 に規定する自動車には、(1) の規定にかかわらず、次の基準に適合する腕木式方向指示器を備えればよい。ただし、7-91-10-3 (1) ⑧の規定により自動車の両側面に備える方向指示器にあつては、この限りでない。

- ① 指示部の両表示面の形状は、長さ 160mm 以上、最大幅 35mm (長さ 6m 以上の自動車(後面の両側及び自動車の車両中心線上の前方 30m の距離から表示が確認できる位置に点滅式方向指示器を備えているものを除く。)にあつては、長さ 180mm 以上、最大幅 40mm) 以上の剣形又は矢形であること。
- ② 方向の指示を表示する方向 30m の距離から指示部の表示面の形状が確認できるものであること。
- ③ 指示部は、その内部に備えた灯火により夜間表示面の形状が確認できるものであること。
- ④ 指示部の両表示面は、赤色又は橙色に表示されるものであること。

(3) 「道路運送車両の保安基準の一部改正に伴う左折事故防止対策のための標準改造要領について」(昭和 54 年 3 月 28 日付け自車第 241 号) の別添「大型貨物自動車の左折事故防止対策標準改造要領書」に基づく方法又はこれに準じた方法により改造した車両側面中央部附近の方向指示器であつて、その機能が正常であるものは、(1) の基準に適合するものとする。

(4) 灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものは、(1) 及び(2) の基準に適合しないものとする。

7-91-10-2-2 テスタ等による審査

9-11 の規定による。

7-91-10-3 取付要件

(1) 7-91-10-2-1 (1) の方向指示器は、7-91-10-2-1 (1) (二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあつては 7-91-10-2-1 (1) ④の表アに係る部分を除き、大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)にあつてはア及びイに係る部分を除く。)に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。

① 方向指示器は、毎分 50 回以上 120 回以下の一定の周期で点滅し、又は光度が増減するものであること。ただし、⑧に規定する方向指示器にあつては、毎分 60 回以上 120 回以下の一定の周期で点滅するものでなければならない。

この場合において、連鎖式点灯をする方向指示器については、一つ以上の光源が点灯を開始した時点で点灯状態と判断するものとし、対を成すものとの点灯の位相は対称であること。

また、光度が増減する方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。

ア 車幅灯又は尾灯と兼用するものであること。

イ 最大光度は、当該車幅灯又は尾灯の光度の 3 倍以上であること。

② 方向指示器は、車両中心線を含む鉛直面に対して対称の位置(方向指示器を取付ける後写鏡等の部位が左右非対称の場合にあつては、車両中心線を含む鉛直面に対して可能な限り対称の位置)に取付けられたものであること。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
-----------------------------	---

ただし、車体の外形（後写鏡、7-107 に規定する鏡その他の装置及びたわみ式アンテナを除く。）が左右対称でない自動車に備える方向指示器にあっては、この限りでない。

- ③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える前方又は後方に対して方向の指示を表示するための方向指示器の指示部のうちそれぞれ最内側にあるものの最内縁の間隔は、600mm（幅が 1.3m 未満の自動車にあっては、400mm）以上であり、かつ、それぞれ最外側にあるもの（セミトレーラを牽引する牽引自動車に備える後方に対して方向の指示を表示するための方向指示器を除く。）の指示部の最外縁は、自動車の最外側から 400mm 以内となるように取付けられていること。

ただし、方向指示器の指示部の中心の間隔が自動車の幅の 50%以上であるものにあつては、この限りでない。

- ④ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える方向指示器は、その指示部の中心において、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては 300mm（光源が 8W 以上のものにあつては 250mm）以上、後方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては 150mm 以上の間隔を有するものであり、かつ、前照灯が 2 個以上備えられている場合の位置は、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては最外側の前照灯より外側にあること。
- ⑤ 自動車に備える方向指示器は、その指示部の中心の高さが地上 2,300mm 以下となるように取付けられていること。
- ⑥ 7-91-10-1③及び⑤の自動車の両側面に備える方向指示器の指示部の最前縁は、自動車の長さ（牽引自動車と被牽引自動車を連結した場合にあっては、連結した状態における長さ）の 60%以内となるように取付けられていること。
- ⑦ 7-91-10-1④の自動車（長さ 6m 以上のものに限る。）の両側面の前部に備える方向指示器は、自動車の長さ（牽引自動車と被牽引自動車を連結した場合にあっては、連結した状態における長さ）の 60%以内に取付けられていること。
- ⑧ 7-91-10-1④及び⑥の自動車の両側面の中央部に備える方向指示器の指示部の最前縁は、運転者室又は客室の外側後端から 2,500mm 以内（被牽引自動車にあっては、自動車の前端から 4,500mm 以内）となるように取付けられ、かつ、自動車の最外側から外側方 1m の車両中心面に平行な鉛直面上で当該方向指示器の取付位置の前方 1m から自動車の後端までに相当する点における地上 1m から 1.6m までの全ての位置から指示部を見通すことができるように取付けられていること。
- ⑨ 7-91-10-1⑥の自動車の両側面に備える方向指示器（⑧に規定する方向指示器を除く。）の指示部の最前縁は、牽引自動車の前端から牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態における長さの 60%以内となるように取付けられていること。
- ⑩ 運転者が運転者席において直接かつ容易に方向指示器（自動車の両側面に備える方向指示器を除く。）の作動状態を確認できない場合は、その作動状態を運転者に表示する装置を備えること。
- ⑪ 自動車の両側面に備える方向指示器は、非常点滅表示灯を作動させている場合においては、当該非常点滅表示灯と同時に点滅し、又は光度が増減する構造（⑧に規定する方向指示器にあっては、点滅する構造）とすることができる。この場合においては、当該方向指示器（⑧に規定するものを除く。）を非常点滅表示灯とみなして、制動灯が点灯している場合には、その操作装置を操作した状態においても点滅又は光度の増減を停止する構造とすることができる。
- (2) 7-91-10-2-1 (2) の腕木式方向指示器は、次の基準に適合するように取付けられなければならない。
- ① 指示部は、作動時には水平位置をとり、不作動時には確実に格納されるものであること。
 - ② 取付位置は、地上 2,300mm 以下であること。
 - ③ 腕木式方向指示器は、(1) ⑥から⑩までの基準に準じたものであること。
- (3) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1) 及び (2) の基準に適合するものとする。

7-91-11 従前規定の適用⑦

昭和 44 年 3 月 31 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。
(適用関係告示第 45 条第 2 項第 6 号関係)

7-91-11-1 装備要件

なし。

7-91-11-2 性能要件

7-91-11-2-1 視認等による審査

- (1) 方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。
- ① 方向指示器は、方向の指示を表示する方向 30m の距離から指示部の形状が確認できるものであること。
 - ② 次に掲げるものであって、その機能が正常であるものは、①の基準に適合するものとする。
この場合において、指示部の取扱いは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。

ア 次表に掲げる要件を備える各方向指示器

方向指示器の種類	要件	
	光源の W 数	指示部の面積
方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器	10W 以上	7cm ² 以上 (※1)

※1：各指示部の車両中心線上の鉛直面に直交する鉛直面への投影面積をいう。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
-----------------------------	---

注：不透明なモール等により仕切られた指示部にあつては、当該モール等に相当する部分の投影面積を除くものとする。

イ 指定自動車等に備えられている方向指示器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた方向指示器
 ウ 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられているもの又はこれに準ずる性能を有するもの

エ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けたもの又はこれに準ずる性能を有するもの

- ③ 方向指示器の灯光の色は、黄色又は橙色であること。
- ④ 方向指示器の指示部は、次の表の左欄に掲げる方向指示器の種別に応じ、同表の右欄に掲げる位置から見通すことができるものであること。

方向指示器の種別	位置
自動車の後面に備える方向指示器	後方10mの距離における地上2.5mまでの範囲における全ての位置

- (2) 7-91-11に規定する自動車には、(1)の規定にかかわらず、次の基準に適合する腕木式方向指示器を備えればよい。
 - ① 指示部の両表示面の形状は、長さ160mm以上、最大幅35mm（長さ6m以上の自動車（後面の両側及び自動車の車両中心線上の前方30mの距離から表示が確認できる位置に点滅式方向指示器を備えているものを除く。）にあつては、長さ180mm以上、最大幅40mm）以上の剣形又は矢形であること。
 - ② 方向の指示を表示する方向30mの距離から指示部の表示面の形状が確認できるものであること。
 - ③ 指示部は、その内部に備えた灯火により夜間表示面の形状が確認できるものであること。
 - ④ 指示部の両表示面は、橙色に表示されるものであること。
- (3) 灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものは、(1)及び(2)の基準に適合しないものとする。

7-91-11-2-2 テスタ等による審査

9-11の規定による。

7-91-11-3 取付要件

- (1) 7-91-11-2-1(1)の方向指示器は、7-91-11-2-1(1)(7-91-11-2-1(1)④を除く。)に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。
 - ① 方向指示器は、毎分50回以上120回以下の一定の周期で点滅し、又は光度が増減するものであること。
 この場合において、連鎖式点灯をする方向指示器については、一つ以上の光源が点灯を開始した時点で点灯状態と判断するものとし、対を成すものとの点灯の位相は対称であること。
 また、光度が増減する方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。
 ア 車幅灯又は尾灯と兼用するものであること。
 イ 最大光度は、当該車幅灯又は尾灯の光度の3倍以上であること。
 - ② 方向指示器は、車両中心線を含む鉛直面に対して対称の位置（方向指示器を取付ける後写鏡等の部位が左右非対称の場合にあつては、車両中心線を含む鉛直面に対して可能な限り対称の位置）に取付けられたものであること。
 ただし、車体の外形（後写鏡、7-107に規定する鏡その他の装置及びたわみ式アンテナを除く。）が左右対称でない自動車に備える方向指示器にあつては、この限りでない。
 - ③ 方向指示器は、その指示部の中心において、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては300mm（光源が8W以上のものにあつては250mm）以上、後方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては150mm以上の間隔を有するものであり、かつ、前照灯が2個以上備えられている場合の位置は、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては最外側の前照灯より外側にあること。
 - ④ 自動車に備える方向指示器は、その指示部の中心の高さが地上2,300mm以下となるように取付けられていること。
 - ⑤ 運転者が運転者席において直接かつ容易に方向指示器（自動車の両側面に備える方向指示器を除く。）の作動状態を確認できない場合は、その作動状態を運転者に表示する装置を備えること。
 - ⑥ 自動車の両側面に備える方向指示器は、非常点滅表示灯を作動させている場合においては、当該非常点滅表示灯と同時に点滅し、又は光度が増減する構造とすることができる。
 この場合においては、当該方向指示器を非常点滅表示灯とみなして、制動灯が点灯している場合には、その操作装置を操作した状態においても点滅又は光度の増減を停止する構造とすることができる。
- (2) 7-91-11-2-1(2)の腕木式方向指示器は、次の基準に適合するように取付けられなければならない。
 - ① 指示部は、作動時には水平位置をとり、不作動時には確実に格納されるものであること。
 - ② 取付位置は、地上2,300mm以下であること。
 - ③ 腕木式方向指示器は、(1)⑤の基準に準じたものであること。
- (3) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1)及び(2)の基準に適合するものとする。

7-91-12 従前規定の適用⑥

昭和44年9月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第45条第3項第3号関係）

7-91-12-1 装備要件

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
-----------------------------	---

自動車には、次に掲げるところにより方向指示器を備えなければならない。

- ① 自動車には、方向指示器を自動車の車両中心線上の前方及び後方 30m の距離から指示部が見通すことのできる位置に少なくとも左右 1 個ずつ備えること。
ただし、最高速度 20km/h 未満の自動車で、かじ取ハンドルの中心から自動車の最外側までの距離が 650mm 未満であり、かつ、運転者席が車室内にないもの及び被牽引自動車にあっては、この限りでない。
- ② 長さ 6m 以上の自動車の後面の両側には、方向指示器を備えること。
ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車及び幅 0.8m 以下の自動車並びに①ただし書の自動車にあっては、この限りでない。
- ③ 長さ 6m 以上の自動車（大型貨物自動車等、二輪自動車、側車付二輪自動車及び幅 0.8m 以下の自動車並びに①に掲げるただし書の自動車を除く。）の両側面には、方向指示器を備えること。
- ④ 大型貨物自動車等には、両側面の前部（被牽引自動車に係るものを除く。）及び中央部に方向指示器を備えること。
- ⑤ 牽引自動車（②に掲げるただし書の自動車（大型特殊自動車を除く。）を除く。）と被牽引自動車を連結した場合（牽引自動車又は被牽引自動車が大型貨物自動車等である場合を除く。）においては、その状態において①の本文、②の本文及び③の規定に適合するように方向指示器を備えること。
- ⑥ 大型貨物自動車等である牽引自動車及び被牽引自動車には、④の規定に適合するように両側面の中央部に方向指示器を備えるほか、牽引自動車（②に掲げるただし書の自動車（大型特殊自動車を除く。）を除く。）と被牽引自動車を連結した場合（牽引自動車又は被牽引自動車が大型貨物自動車等である場合に限る。）においては、その状態において牽引自動車又は被牽引自動車に①の本文及び②の本文の規定に適合するように、かつ、両側面に方向指示器を備えること。
- ⑦ ①のただし書の自動車（被牽引自動車を除く。）で長さ 6m 以上のもの及び牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態における長さが 6m 以上となる場合における牽引自動車（②に掲げるただし書の自動車（大型特殊自動車を除く。）に限る。）又は被牽引自動車には、①の本文の規定に準じて方向指示器を備えること。

7-91-12-2 性能要件

7-91-12-2-1 視認等による審査

(1) 方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。

- ① 方向指示器は、方向の指示を表示する方向 30m の距離から指示部の形状が確認できるものであること。
- ② 次に掲げるものであって、その機能が正常であるものは、①の基準に適合するものとする。
この場合において、指示部の取扱いは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。

ア 次表に掲げる要件を備える各方向指示器

方向指示器の種類	自動車の種類	要件	
		光源の W 数	指示部の面積
(ア) 方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器	長さ 6m 以上の自動車	15W 以上	40cm ² 以上 (※1)
	二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車	10W 以上	7cm ² 以上 (※1)
	その他	15W 以上	20cm ² 以上 (※1)
(イ) 7-91-12-1③、④、⑤又は⑥の規定により自動車の両側面に備える方向指示器（7-91-12-3 (1) ⑧を除く。）		3W 以上	20cm ² 以上 (※3)
(ウ) 7-91-12-3 (1) ⑧の規定により自動車の両側面に備える方向指示器		15W 以上	40cm ² 以上 (※2)

- ※1：各指示部の車両中心線上の鉛直面に直交する鉛直面への投影面積をいう。
 ※2：各指示部の車両中心線上の鉛直面への投影面積及び車両中心線上の鉛直面と 45° に交わる鉛直面への投影面積をいう。
 ※3：各指示部の車両中心線上の鉛直面（専ら後側方に対し表示するためのものにあつては、車両中心線上の鉛直面と 45° に交わる後側方の鉛直面）への投影面積をいう。
 注：不透明なモール等により仕切られた指示部にあっては、当該モール等に相当する部分の投影面積を除くものとする。

- イ 指定自動車等に備えられている方向指示器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた方向指示器
 ウ 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられているもの又はこれに準ずる性能を有するもの
 エ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けたもの又はこれに準ずる性能を有するもの
 ③ 方向指示器の灯光の色は、黄色又は橙色（7-91-12-3 (1) ⑧に規定する方向指示器にあっては、橙色）であること。
 ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車にあっては、方向の指示を前方に表示するためのものについて

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
-----------------------------	---

ては白色又は乳白色、方向の指示を後方又は後側方に表示するためのもの(7-91-12-3 (1) ⑧に規定する方向指示器を除く。)については赤色とすることができる。

④ 方向指示器の指示部は、次の表の左欄に掲げる方向指示器の種別に応じ、同表の右欄に掲げる位置から見通すことができるものであること。

方向指示器の種別	位置
ア 自動車の後面に備える方向指示器	後方 10m の距離における地上 2.5m までの範囲における全ての位置
イ ウに掲げる自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車(方向指示器を側面のみに備えるものに限る。)以外の自動車の両側面に備える方向指示器(7-91-12-3 (1) ⑧に規定するものを除く。)	自動車の後面の両側に備える方向指示器を結ぶ直線上で自動車の最外側から 1.5m 外側の位置
ウ 次の(1) から(4) までに掲げる自動車(長さ 6m 以下のものを除く。)並びに(5) 及び(6) に掲げる自動車の両側面に備える方向指示器(7-91-12-3 (1) ⑧に規定するものを除く。) (1) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの (2) その形状が専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のものの形状に類する自動車 (3) 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t 以下のもの (4) その形状が貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t 以下のものの形状に類する自動車 (5) 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超えるもの (6) その形状が貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超えるものの形状に類する自動車	自動車の後面の両側に備える方向指示器を結ぶ直線上で自動車の最外側から 1.5m 外側の位置

- (2) 7-91-12 に規定する自動車には、(1) の規定にかかわらず、次の基準に適合する腕木式方向指示器を備えればよい。ただし、7-91-12-3 (1) ⑧の規定により自動車の両側面に備える方向指示器にあっては、この限りでない。
- ① 指示部の両表示面の形状は、長さ 160mm 以上、最大幅 35mm (長さ 6m 以上の自動車(後面の両側及び自動車の車両中心線上の前方 30m の距離から表示が確認できる位置に点滅式方向指示器を備えているものを除く。))にあっては、長さ 180mm 以上、最大幅 40mm) 以上の剣形又は矢形であること。
 - ② 方向の指示を表示する方向 30m の距離から指示部の表示面の形状が確認できるものであること。
 - ③ 指示部は、その内部に備えた灯火により夜間表示面の形状が確認できるものであること。
 - ④ 指示部の両表示面は、橙色に表示されるものであること。
- (3) 「道路運送車両の保安基準の一部改正に伴う左折事故防止対策のための標準改造要領について」(昭和 54 年 3 月 28 日付け自車第 241 号) の別添「大型貨物自動車の左折事故防止対策標準改造要領書」に基づく方法又はこれに準じた方法により改造した車両側面中央部附近の方向指示器であって、その機能が正常であるものは、(1) の基準に適合するものとする。
- (4) 灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものは、(1) 及び(2) の基準に適合しないものとする。

7-91-12-2-2 テスタ等による審査

9-11 の規定による。

7-91-12-3 取付要件

- (1) 7-91-12-2-1 (1) の方向指示器は、7-91-12-2-1 (1) (二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあっては 7-91-12-2-1 (1) ④の表アに係る部分を除き、大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。))にあってはア及びイに係る部分を除く。)に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。
- ① 方向指示器は、毎分 50 回以上 120 回以下の一定の周期で点滅し、又は光度が増減するものであること。ただし、⑧に規定する方向指示器にあっては、毎分 60 回以上 120 回以下の一定の周期で点滅するものでなければならない。
この場合において、連鎖式点灯をする方向指示器については、一つ以上の光源が点灯を開始した時点で点灯状態と判断するものとし、対を成すものとの点灯の位相は対称であること。
また、光度が増減する方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。
ア 車幅灯又は尾灯と兼用するものであること。
イ 最大光度は、当該車幅灯又は尾灯の光度の 3 倍以上であること。
 - ② 方向指示器は、車両中心線を含む鉛直面に対して対称の位置(方向指示器を取付ける後写鏡等の部位が左右非対称の場合にあっては、車両中心線を含む鉛直面に対して可能な限り対称の位置)に取付けられたものであること。
ただし、車体の外形(後写鏡、7-107 に規定する鏡その他の装置及びたわみ式アンテナを除く。)が左右対称でない

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
-----------------------------	---

自動車に備える方向指示器にあっては、この限りでない。

③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える前方又は後方に対して方向の指示を表示するための方向指示器の指示部のうちそれぞれ最内側にあるものの最内縁の間隔は、600mm（幅が1.3m未満の自動車にあっては、400mm）以上であり、かつ、それぞれ最外側にあるもの（セミトレーラを牽引する牽引自動車に備える後方に対して方向の指示を表示するための方向指示器を除く。）の指示部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内となるように取付けられていること。

ただし、方向指示器の指示部の中心の間隔が自動車の幅の50%以上であるものにあつては、この限りでない。

④ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える方向指示器は、その指示部の中心において、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては300mm（光源が8W以上のものにあつては250mm）以上、後方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては150mm以上の間隔を有するものであり、かつ、前照灯が2個以上備えられている場合の位置は、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては最外側の前照灯より外側にあること。

⑤ 自動車に備える方向指示器は、その指示部の中心の高さが地上2,300mm以下となるように取付けられていること。

⑥ 7-91-12-1③及び⑤の自動車の両側面に備える方向指示器の指示部の最前縁は、自動車の長さ（牽引自動車と被牽引自動車を連結した場合にあっては、連結した状態における長さ）の60%以内となるように取付けられていること。

⑦ 7-91-12-1④の自動車（長さ6m以上のものに限る。）の両側面の前部に備える方向指示器は、自動車の長さ（牽引自動車と被牽引自動車を連結した場合にあっては、連結した状態における長さ）の60%以内に取付けられていること。

⑧ 7-91-12-1④及び⑥の自動車の両側面の中央部に備える方向指示器の指示部の最前縁は、運転者室又は客室の外側後端から2,500mm以内（被牽引自動車にあっては、自動車の前端から4,500mm以内）となるように取付けられ、かつ、自動車の最外側から外側方1mの車両中心面に平行な鉛直面上で当該方向指示器の取付位置の前方1mから自動車の後端までに相当する点における地上1mから1.6mまでの全ての位置から指示部を見通すことができるように取付けられていること。

⑨ 7-91-12-1⑥の自動車の両側面に備える方向指示器（⑧に規定する方向指示器を除く。）の指示部の最前縁は、牽引自動車の前端から牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態における長さの60%以内となるように取付けられていること。

⑩ 運転者が運転者席において直接かつ容易に方向指示器（自動車の両側面に備える方向指示器を除く。）の作動状態を確認できない場合は、その作動状態を運転者に表示する装置を備えること。

⑪ 自動車の両側面に備える方向指示器は、非常点滅表示灯を作動させている場合においては、当該非常点滅表示灯と同時に点滅し、又は光度が増減する構造（⑧に規定する方向指示器にあっては、点滅する構造）とすることができる。

この場合においては、当該方向指示器（⑧に規定するものを除く。）を非常点滅表示灯とみなして、制動灯が点灯している場合には、その操作装置を操作した状態においても点滅又は光度の増減を停止する構造とすることができる。

(2) 7-91-12-2-1 (2) の腕木式方向指示器は、次の基準に適合するように取付けられなければならない。

① 指示部は、作動時には水平位置をとり、不動作時には確実に格納されるものであること。

② 取付位置は、地上2,300mm以下であること。

③ 腕木式方向指示器は、(1) ⑥から⑩までの基準に準じたものであること。

(3) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1) 及び (2) の基準に適合するものとする。

7-91-13 従前規定の適用⑨

昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第45条第3項第4号、第3項第5号、第5項及び第6項関係）

7-91-13-1 装備要件

7-91-14-1に同じ。

7-91-13-2 性能要件

7-91-13-2-1 視認等による審査

(1) 方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。

① 方向指示器は、方向の指示を表示する方向30mの距離から指示部の形状が確認できるものであること。

② 次に掲げるものであって、その機能が正常であるものは、①の基準に適合するものとする。

この場合において、指示部の取扱いは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。

ア 次表に掲げる要件を備える各方向指示器

方向指示器の種類	自動車の種類	要件	
		光源のW数	指示部の面積
(7) 方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器	長さ6m以上の自動車	15W以上	40cm ² 以上 (※1)
	二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車	10W以上	7cm ² 以上 (※1)

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
-----------------------------	---

	その他	15W 以上	20cm ² 以上 (※1)
(イ) 7-91-14-1③、④、⑤ 又は⑥の規定により自動車 の両側面に備える 方向指示器 (7-91-13-3 (1) ⑧を除く。)	長さ 6m 以上の自動車	3W 以上	20cm ² 以上 (※2)
	その他	3W 以上	10cm ² 以上 (※2)
(ウ) 7-91-13-3 (1) ⑧の規定により自動車 の両側面に備える方向指示器		15W 以上	40cm ² 以上 (※2)

※1：各指示部の車両中心線上の鉛直面に直交する鉛直面への投影面積をいう。

※2：各指示部の車両中心線上の鉛直面への投影面積及び車両中心線上の鉛直面と 45° に交わる鉛直面への投影面積をいう。

注：不透明なモール等により仕切られた指示部にあつては、当該モール等に相当する部分の投影面積を除くものとする。

イ 指定自動車等に備えられている方向指示器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた方向指示器

ウ 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられているもの又はこれに準ずる性能を有するもの

エ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けたもの又はこれに準ずる性能を有するもの

- ③ 方向指示器の灯光の色は、黄色又は橙色 (7-91-13-3 (1) ⑧) に規定する方向指示器にあつては、橙色) であること。ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車にあつては、方向の指示を前方に表示するためのものについては白色又は乳白色、方向の指示を後方又は後側方に表示するためのもの (7-91-13-3 (1) ⑧) に規定する方向指示器を除く。) については赤色とすることができる。

- ④ 方向指示器の指示部は、次の表の左欄に掲げる方向指示器の種別に応じ、同表の右欄に掲げる範囲において全ての位置から見通すことができるものであること。

この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4. の規定により審査したときに、対象となる指示部のうち、少なくとも②アに規定する指示部の面積を有する部分を見通せることをいう。

方向指示器の種別	範囲
自動車の後面に備える方向指示器	後方 10m の距離における地上 2.5m までの範囲

- ⑤ 自動車の両側面に備える方向指示器 (7-91-13-3 (1) ⑧) に規定するものを除く。) は、次の基準に適合する構造とすることができる。

ア 自動車 (大型貨物自動車等、二輪自動車、側車付二輪自動車及び幅 0.8m 以下の自動車並びに 7-91-13-1①) のただし書の自動車を除く。) の両側面に備える方向指示器は、自動車の後端 (後面の両側に方向指示器を備えた自動車にあつては、当該方向指示器を結ぶ直線) を含み車両中心面に直交する鉛直面上で自動車の最外側から外側方 1m の距離に相当する点における地上 1m から 2.5m までの全ての位置から指示部を見通すことができるものであること。

イ 大型貨物自動車等の両側面の前部に備える方向指示器は、自動車の後面の両側の方向指示器を結ぶ直線を含み車両中心面に直交する鉛直面上で自動車の最外側から外側方 1m の距離に相当する点における地上 1m から 2.5m までの全ての位置から指示部を見通すことができるものであること。

ウ 牽引自動車 (7-91-13-1②) のただし書の自動車 (大型特殊自動車を除く。) を除く。) と被牽引自動車を連結した場合 (牽引自動車又は被牽引自動車が大型貨物自動車等である場合に限る。) において牽引自動車又は被牽引自動車の両側面に備える方向指示器は、被牽引自動車の後端 (後面の両側に方向指示器を備えた自動車にあつては、当該方向指示器を結ぶ直線) を含み車両中心面に直交する鉛直面上で自動車の最外側から外側方 1m の距離に相当する点における地上 1m から 2.5m までの全ての位置から指示部を見通すことができるものであること。

- (2) 7-91-13 に規定する自動車には、(1) の規定にかかわらず、次の基準に適合する腕木式方向指示器を備えればよい。

ただし、7-91-13-3 (1) ⑧の規定により自動車の両側面に備える方向指示器にあつては、この限りでない。

① 指示部の両表示面の形状は、長さ 160mm 以上、最大幅 35mm (長さ 6m 以上の自動車 (後面の両側及び自動車の車両中心線上の前方 30m の距離から表示が確認できる位置に点滅式方向指示器を備えているものを除く。) にあつては、長さ 180mm 以上、最大幅 40mm) 以上の剣形又は矢形であること。

② 方向の指示を表示する方向 30m の距離から指示部の表示面の形状が確認できるものであること。

③ 指示部は、その内部に備えた灯火により夜間表示面の形状が確認できるものであること。

④ 指示部の両表示面は、橙色に表示されるものであること。

- (3) 「道路運送車両の保安基準の一部改正に伴う左折事故防止対策のための標準改造要領について」(昭和 54 年 3 月 28 日付け自車第 241 号) の別添「大型貨物自動車の左折事故防止対策標準改造要領書」に基づく方法又はこれに準じた方法により改造した車両側面中央部附近の方向指示器であつて、その機能が正常であるものは、(1) の基準に適合するものとする。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>(4) 灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものは、(1) 及び (2) の基準に適合しないものとする。</p> <p>7-91-13-2-2 テスタ等による審査 9-11 の規定による。</p> <p>7-91-13-3 取付要件</p> <p>(1) 7-91-13-2-1 (1) の方向指示器は、7-91-13-2-1 (1) (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)) にあっては 7-91-13-2-1 (1) ④に係る部分を除く。) に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>① 方向指示器は、毎分 50 回以上 120 回以下の一定の周期で点滅し、又は光度が増減するものであること。ただし、⑧に規定する方向指示器にあっては、毎分 60 回以上 120 回以下の一定の周期で点滅するものでなければならない。 この場合において、連鎖式点灯をする方向指示器については、一つ以上の光源が点灯を開始した時点で点灯状態と判断するものとし、対を成すものとの点灯の位相は対称であること。 また、光度が増減する方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。 ア 車幅灯又は尾灯と兼用するものであること。 イ 最大光度は、当該車幅灯又は尾灯の光度の 3 倍以上であること。</p> <p>② 方向指示器は、車両中心線を含む鉛直面に対して対称の位置(方向指示器を取付ける後写鏡等の部位が左右非対称の場合にあっては、車両中心線を含む鉛直面に対して可能な限り対称の位置) に取付けられたものであること。 ただし、車体の外形(後写鏡、7-107 に規定する鏡その他の装置及びたわみ式アンテナを除く。) が左右対称でない自動車に備える方向指示器にあっては、この限りでない。</p> <p>③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える前方又は後方に対して方向の指示を表示するための方向指示器の指示部のうちそれぞれ最内側にあるものの最内縁の間隔は、600mm(幅が 1.3m 未満の自動車にあっては、400mm) 以上であり、かつ、それぞれ最外側にあるもの(セミトレーラを牽引する牽引自動車に備える後方に対して方向の指示を表示するための方向指示器を除く。) の指示部の最外縁は、自動車の最外側から 400mm 以内となるように取付けられていること。 ただし、方向指示器の指示部の中心の間隔が自動車の幅の 50% 以上であるものにあっては、この限りでない。</p> <p>④ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える方向指示器は、その指示部の中心において、前方に対して方向の指示を表示するためのものには 300mm(光源が 8W 以上のものには 250mm) 以上、後方に対して方向の指示を表示するためのものには 150mm 以上の間隔を有するものであり、かつ、前照灯が 2 個以上備えられている場合の位置は、前方に対して方向の指示を表示するためのものには 最外側の前照灯より外側にあること。</p> <p>⑤ 自動車に備える方向指示器は、その指示部の中心の高さが地上 2,300mm 以下となるように取付けられていること。</p> <p>⑥ 7-91-13-1③及び⑤の自動車の両側面に備える方向指示器の指示部の最前縁は、自動車の前端から 2,500mm 以内(大型特殊自動車にあっては 2,500mm 以内又は自動車の長さ(牽引自動車と被牽引自動車を連結した場合にあっては、連結した状態における長さ)の 60% 以内、長さ 6m 以上の自動車にあっては自動車の長さ(牽引自動車と被牽引自動車を連結した場合にあっては、連結した状態における長さ)の 60% 以内) となるように取付けられていること。</p> <p>⑦ 7-91-13-1④の自動車の両側面の前部に備える方向指示器は、自動車の前端から運転者室又は客室の外側後端までの間に取付けられていること。</p> <p>⑧ 7-91-13-1④及び⑥の自動車の両側面の中央部に備える方向指示器の指示部の最前縁は、運転者室又は客室の外側後端から 2,500mm 以内(被牽引自動車にあっては、自動車の前端から 4,500mm 以内) となるように取付けられ、かつ、自動車の最外側から外側方 1m の車両中心面に平行な鉛直面上で当該方向指示器の取付位置の前方 1m から自動車の後端までに相当する点における地上 1m から 1.6m までの全ての位置から指示部を見通すことができるように取付けられていること。</p> <p>⑨ 7-91-13-1⑥の自動車の両側面に備える方向指示器(⑧に規定する方向指示器を除く。) の指示部の最前縁は、牽引自動車の前端から牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態における長さの 60% 以内となるように取付けられていること。</p> <p>⑩ 運転者が運転者席において直接かつ容易に方向指示器(自動車の両側面に備える方向指示器を除く。) の作動状態を確認できない場合は、その作動状態を運転者に表示する装置を備えること。</p> <p>⑪ 自動車の両側面に備える方向指示器は、非常点滅表示灯を作動させている場合においては、当該非常点滅表示灯と同時に点滅し、又は光度が増減する構造(⑧に規定する方向指示器にあっては、点滅する構造) とすることができる。 この場合においては、当該方向指示器(⑧に規定するものを除く。) を非常点滅表示灯とみなして、制動灯が点灯している場合には、その操作装置を操作した状態においても点滅又は光度の増減を停止する構造とすることができる。</p> <p>(2) 7-91-13-2-1 (2) の腕木式方向指示器は、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>① 指示部は、作動時には水平位置をとり、不作動時には確実に格納されるものであること。</p> <p>② 取付位置は、地上 2,300mm 以下であること。</p> <p>③ 腕木式方向指示器は、(1) ⑥から⑩までの基準に準じたものであること。</p> <p>(3) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1) 及び (2) の基準に適合するものとする。</p> <p>7-91-14 従前規定の適用⑩</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
-----------------------------	---

平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 45 条第 1 項、第 2 項第 7 号、第 3 項第 6 号及び第 7 項関係)

7-91-14-1 装備要件

自動車には、次に掲げるところにより方向指示器を備えなければならない。

- ① 自動車には、方向指示器を自動車の車両中心線上の前方及び後方 30m の距離から指示部が見通すことのできる位置に少なくとも左右 1 個ずつ備えること。
ただし、最高速度 20km/h 未満の自動車で、かじ取ハンドルの中心から自動車の最外側までの距離が 650mm 未満であり、かつ、運転者席が車室内にないもの及び被牽引自動車にあつては、この限りでない。
- ② 自動車の後面の両側には、方向指示器を備えること。
ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び幅 0.8m 以下の自動車並びに①ただし書の自動車にあつては、この限りでない。
- ③ 自動車(大型貨物自動車等、二輪自動車、側車付二輪自動車及び幅 0.8m 以下の自動車並びに①に掲げるただし書の自動車を除く。)の両側面には、方向指示器を備えること。
- ④ 大型貨物自動車等には、両側面の前部(被牽引自動車に係るものを除く。)及び中央部に方向指示器を備えること。
- ⑤ 牽引自動車(②に掲げるただし書の自動車(大型特殊自動車を除く。)を除く。)と被牽引自動車を連結した場合(牽引自動車又は被牽引自動車が大型貨物自動車等である場合を除く。)においては、その状態において①の本文、②の本文及び③の規定に適合するように方向指示器を備えること。
- ⑥ 大型貨物自動車等である牽引自動車及び被牽引自動車には、④の規定に適合するように両側面の中央部に方向指示器を備えるほか、牽引自動車(②に掲げるただし書の自動車(大型特殊自動車を除く。)を除く。)と被牽引自動車を連結した場合(牽引自動車又は被牽引自動車が大型貨物自動車等である場合に限る。)においては、その状態において牽引自動車又は被牽引自動車に①の本文及び②の本文の規定に適合するように、かつ、両側面に方向指示器を備えること。
- ⑦ ①のただし書の自動車(被牽引自動車を除く。)で長さ 6m 以上のもの及び牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態における長さが 6m 以上となる場合における牽引自動車(②に掲げるただし書の自動車(大型特殊自動車を除く。)に限る。)又は被牽引自動車には、①の本文の規定に準じて方向指示器を備えること。

7-91-14-2 性能要件

7-91-14-2-1 視認等による審査

(1) 方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。

- ① 方向指示器は、方向の指示を表示する方向 100m (7-91-14-1③、④(両側面の中央部に備える方向指示器を除く。)、⑤又は⑥(④の規定により両側面の中央部に備える方向指示器を除く。))の規定により自動車の両側面に備える方向指示器にあつては、30m)の距離から昼間において点灯を確認できるものであること。
- ② 次に掲げるものであつて、その機能が正常であるものは、①の基準に適合するものとする。
この場合において、指示部の取扱いは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。

ア 次表に掲げる要件を備える各方向指示器

方向指示器の種類	自動車の種類	要件	
		光源の W 数	指示部の面積
(ア) 方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器	長さ 6m 以上の自動車	15W 以上	40cm ² 以上 (※1)
	二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車	10W 以上	7cm ² 以上 (※1)
	その他	15W 以上	20cm ² 以上 (※1)
(イ) 7-91-14-1③、④、⑤又は⑥の規定により自動車の両側面に備える方向指示器(7-91-14-3(1)⑧を除く。)	長さ 6m 以上の自動車	3W 以上	20cm ² 以上 (※2)
	その他	3W 以上	10cm ² 以上 (※2)
(ウ) 7-91-14-3(1)⑧の規定により自動車の両側面に備える方向指示器		15W 以上	40cm ² 以上 (※2)

※1：各指示部の車両中心線上の鉛直面に直交する鉛直面への投影面積をいう。

※2：各指示部の車両中心線上の鉛直面への投影面積及び車両中心線上の鉛直面と 45° に交わる鉛直面への投影面積をいう。

注：不透明なモール等により仕切られた指示部にあつては、当該モール等に相当する部分の投影面積を除くものとする。

イ 指定自動車等に備えられている方向指示器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた方向指示器

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
-----------------------------	---

ウ 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられているもの又はこれに準ずる性能を有するもの

エ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けたもの又はこれに準ずる性能を有するもの

③ 方向指示器の灯光の色は、橙色であること。

④ 方向指示器の指示部は、次の表の左欄に掲げる方向指示器の種別に応じ、同表の右欄に掲げる範囲において全ての位置から見通すことができるものであること。

この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、対象となる指示部のうち、少なくとも②アに規定する指示部の面積を有する部分を見通せることをいう。

方向指示器の種別	範囲
自動車の後面に備える方向指示器	後方10mの距離における地上2.5mまでの範囲

⑤ 自動車の両側面に備える方向指示器（7-91-14-3（1）⑧に規定するものを除く。）は、次の基準に適合する構造とすることができる。

ア 自動車（大型貨物自動車等、二輪自動車、側車付二輪自動車及び幅0.8m以下の自動車並びに7-91-14-1①のただし書の自動車を除く。）の両側面に備える方向指示器は、自動車の後端（後面の両側に方向指示器を備えた自動車にあっては、当該方向指示器を結ぶ直線）を含み車両中心面に直交する鉛直面上で自動車の最外側から外側方1mの距離に相当する点における地上1mから2.5mまでの全ての位置から指示部を見通すことができるものであること。

イ 大型貨物自動車等の両側面の前部に備える方向指示器は、自動車の後面の両側の方向指示器を結ぶ直線を含み車両中心面に直交する鉛直面上で自動車の最外側から外側方1mの距離に相当する点における地上1mから2.5mまでの全ての位置から指示部を見通すことができるものであること。

ウ 牽引自動車（7-91-14-1②のただし書の自動車を除く。）と被牽引自動車を連結した場合（牽引自動車又は被牽引自動車が大形貨物自動車等である場合に限る。）において牽引自動車又は被牽引自動車の両側面に備える方向指示器は、被牽引自動車の後端（後面の両側に方向指示器を備えた自動車にあっては、当該方向指示器を結ぶ直線）を含み車両中心面に直交する鉛直面上で自動車の最外側から外側方1mの距離に相当する点における地上1mから2.5mまでの全ての位置から指示部を見通すことができるものであること。

(2) 「道路運送車両の保安基準の一部改正に伴う左折事故防止対策のための標準改造要領について」（昭和54年3月28日付け自車第241号）の別添「大型貨物自動車の左折事故防止対策標準改造要領書」に基づく方法又はこれに準じた方法により改造した車両側面中央部附近の方向指示器であって、その機能が正常であるものは、(1)の基準に適合するものとする。

(3) 灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものは、(1)の基準に適合しないものとする。

7-91-14-2-2 テスタ等による審査

9-11の規定による。

7-91-14-3 取付要件

(1) 方向指示器は、7-91-14-2-1（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）にあっては7-91-14-2-1（1）④に係る部分を除く。）に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。

① 方向指示器は、毎分60回以上120回以下の一定の周期で点滅するものであること。

この場合において、連鎖式点灯をする方向指示器については、一つ以上の光源が点灯を開始した時点で点灯状態と判断するものとし、対を成すものとの点灯の位相は対称であること。

② 方向指示器は、車両中心線を含む鉛直面に対して対称の位置（方向指示器を取付ける後写鏡等の部位が左右非対称の場合にあっては、車両中心線を含む鉛直面に対して可能な限り対称の位置）に取付けられたものであること。

ただし、車体の外形（後写鏡、7-107に規定する鏡その他の装置及びたわみ式アンテナを除く。）が左右対称でない自動車に備える方向指示器にあっては、この限りでない。

③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える前方又は後方に対して方向の指示を表示するための方向指示器の指示部のうちそれぞれ最内側にあるものの最内縁の間隔は、600mm（幅が1.3m未満の自動車にあっては、400mm）以上であり、かつ、それぞれ最外側にあるもの（セミトレーラを牽引する牽引自動車に備える後方に対して方向の指示を表示するための方向指示器を除く。）の指示部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内となるように取付けられていること。

ただし、方向指示器の指示部の中心の間隔が自動車の幅の50%以上であるものには、この限りでない。

④ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える方向指示器は、その指示部の中心において、前方に対して方向の指示を表示するためのものには300mm（光源が8W以上のものには250mm）以上、後方に対して方向の指示を表示するためのものには150mm以上の間隔を有するものであり、かつ、前照灯が2個以上備えられている場合の位置は、前方に対して方向の指示を表示するためのものには最外側の前照灯より外側にあること。

⑤ 自動車に備える方向指示器は、その指示部の中心の高さが地上2,300mm以下となるように取付けられていること。

⑥ 7-91-14-1③及び⑤の自動車の両側面に備える方向指示器の指示部の最前縁は、自動車の前端から2,500mm以内（大型特殊自動車にあっては2,500mm以内又は自動車の長さ（牽引自動車と被牽引自動車を連結した場合にあっては、連結

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
-----------------------------	---

した状態における長さ)の60%以内、長さ6m以上の自動車にあっては自動車の長さ(牽引自動車と被牽引自動車を連結した場合にあっては、連結した状態における長さ)の60%以内)となるように取付けられていること。

- ⑦ 7-91-14-1④の自動車の両側面の前部に備える方向指示器は、自動車の前端から運転者室又は客室の外側後端までの間に取付けられていること。
- ⑧ 7-91-14-1④及び⑥の自動車の両側面の中央部に備える方向指示器の指示部の最前縁は、運転者室又は客室の外側後端から2,500mm以内(被牽引自動車にあっては、自動車の前端から4,500mm以内)となるように取付けられ、かつ、自動車の最外側から外側方1mの車両中心面に平行な鉛直面上で当該方向指示器の取付位置の前方1mから自動車の後端までに相当する点における地上1mから1.6mまでの全ての位置から指示部を見通すことができるように取付けられていること。
- ⑨ 7-91-14-1⑥の自動車の両側面に備える方向指示器(⑧に規定する方向指示器を除く。)の指示部の最前縁は、牽引自動車の前端から牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態における長さの60%以内となるように取付けられていること。
- ⑩ 運転者が運転者席において直接かつ容易に方向指示器(自動車の両側面に備える方向指示器を除く。)の作動状態を確認できない場合は、その作動状態を運転者に表示する装置を備えること。
- ⑪ 自動車の両側面に備える方向指示器は、非常点滅表示灯を作動させている場合においては、当該非常点滅表示灯と同時に点滅する構造とすることができる。

(2) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1)の基準に適合するものとする。

7-91-15 従前規定の適用⑩

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第45条第20項関係)

- ① 平成29年11月17日以前に製作された自動車
- ② 平成29年11月17日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、平成29年11月18日以降に前部方向指示器に係る性能について変更がないもの
- ③ 平成29年11月17日以前に法第75条の3の規定によりその「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置」の型式について指定を受けた自動車であって、平成29年11月18日以降に前部方向指示器に係る性能について変更がないもの
- ④ ②又は③に掲げる自動車と前部方向指示器に係る性能について変更がないもの

7-91-15-1 装備要件

自動車(次の各号に掲げる自動車を除く。)には、方向指示器を備えなければならない。

- ① 最高速度20km/h未満の自動車であって長さが6m未満のもの(かじ取ハンドルの中心から自動車の最外側までの距離が650mm未満であり、かつ、運転者席が車室内にないものに限る。)
- ② 牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態における長さが6m未満となる被牽引自動車

7-91-15-2 性能要件

7-91-15-2-1 視認等による審査

(1) 方向指示器は、自動車が左右折又は進路の変更をすることを他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- ① 方向指示器は、方向の指示を表示する方向100m〔7-91-15-3(1)③、④(自動車の両側面の中央部に備える方向指示器を除く。)、⑤又は⑥(④の規定により自動車の両側面の中央部に備える方向指示器を除く。))の規定により自動車の両側面に備える方向指示器にあっては、30m〕の位置から昼間において点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。

この場合において、次の第1表に掲げる性能を有するものであって、かつ、その機能が正常である方向指示器は、この基準に適合するものとする。

第1表

方向指示器の種類	自動車の種類	要件	
		光源のW数	照明部の面積
ア 方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器	長さ6m以上の自動車	15W以上 60W以下	40cm ² 以上
	二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車	10W以上 60W以下	7cm ² 以上
	その他	15W以上 60W以下	20cm ² 以上
イ 7-91-15-3(1)③、④、⑤又は⑥の規定により自動車の両側面に備える方向	平成22年4月1日以後に製作された長さが6mを超える自動車	6W以上 60W以下	20cm ² 以上 (※1)
	平成18年1月1日から平成22年3月31日以前に製作された長さ6m以	3W以上 60W以下	20cm ² 以上 (※1)

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
-----------------------------	---

指示器 (7-91-3 (2) ⑨に規定するものを除く。)	上の自動車及び平成22年4月1日以後に製作された長さ6mの自動車			
	その他	3W以上 30W以下	10cm ² 以上 (※1)	
ウ 7-91-15-3 (2) ⑨の規定により自動車の両側面に備える方向指示器		15W以上 60W以下	40cm ² 以上 (※1)	

※1: 各照明部の車両中心線上の鉛直面への投影面積及び車両中心線上の鉛直面と45°に交わる鉛直面への投影面積をいう。

- ② 方向指示器の灯光の色は、橙色であること。
- ③ 方向指示器の照明部は、次の表の左欄に掲げる方向指示器の種別に応じ、同表の右欄に掲げる範囲において全ての位置から見通すことができるものであること。

この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、対象となる照明部のうち、少なくとも①に規定する照明部の面積を有する部分を見通せることをいう。

方向指示器の種別	範囲
ア 自動車の前面又は後面に備える方向指示器	方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より方向指示器の内側方向45°の平面及び方向指示器の外側方向80°の平面により囲まれる範囲
イ ウに掲げる自動車以外の自動車の両側面に備える方向指示器 (7-91-15-3 (2) ⑨に規定するものを除く。)	方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面であって方向指示器の中心より後方にあるものより方向指示器の外側方向5°の平面及び方向指示器の外側方向60°の平面により囲まれる範囲
ウ 次の(1)から(4)までに掲げる自動車(長さ6m以下のものを除く。)並びに(5)及び(6)に掲げる自動車の両側面に備える方向指示器 (7-91-15-3 (2) ⑨に規定するものを除く。) (1) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの (2) その形状が専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のものの形状に類する自動車 (3) 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5t以下のもの (4) その形状が貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5t以下のものの形状に類する自動車 (5) 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5tを超えるもの (6) その形状が貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5tを超えるものの形状に類する自動車	方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方30°の平面及び下方5°の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面であって方向指示器の中心より後方にあるものより方向指示器の外側方向5°の平面及び方向指示器の外側方向60°の平面により囲まれる範囲

- ④ 方向指示器は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。
- (2) 次に掲げる方向指示器であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。
 - ① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた方向指示器
 - ② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている方向指示器又はこれに準ずる性能を有する方向指示器
 - ③ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた方向指示器又はこれに準ずる性能を有する方向指示器

7-91-15-2-2 テスタ等による審査

9-11の規定による。

7-91-15-3 取付要件（視認等による審査）

(1) 方向指示器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準及び(2)に適合するように取付けられなければならない。

- ① 自動車には、方向指示器を自動車の車両中心線上の前方及び後方30mの距離から照明部が見通すことのできる位置に少なくとも左右1個ずつ備えること。
ただし、最高速度20km/h未満の自動車で、かじ取ハンドルの中心から自動車の最外側までの距離が650mm未満であり、かつ、運転者席が車室内にないもの及び被牽引自動車にあっては、この限りでない。
- ② 自動車の後面の両側には、方向指示器を備えること。
ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び幅0.8m以下の自動車並びに①ただし書の自動車にあっては、この限りでない。
- ③ 自動車（大型貨物自動車等、二輪自動車、側車付二輪自動車及び幅0.8m以下の自動車並びに①ただし書の自動車を除く。）の両側面には、方向指示器を備えること。
- ④ 大型貨物自動車等には、両側面の前部（被牽引自動車に係るものを除く。）及び中央部に方向指示器を備えること。
- ⑤ 牽引自動車（②ただし書の自動車（大型特殊自動車を除く。）を除く。）と被牽引自動車を連結した場合（牽引自動車又は被牽引自動車が大型貨物自動車等である場合を除く。）においては、その状態において①本文、②本文及び③の規定に適合するように方向指示器を備えること。
- ⑥ 大型貨物自動車等である牽引自動車及び被牽引自動車には、④の規定に適合するように両側面の中央部に方向指示器を備えるほか、牽引自動車（②ただし書の自動車（大型特殊自動車を除く。）を除く。）と被牽引自動車を連結した場合（牽引自動車又は被牽引自動車が大型貨物自動車等である場合に限る。）においては、その状態において牽引自動車又は被牽引自動車に①本文及び②本文の規定に適合するように、かつ、両側面に方向指示器を備えること。
- ⑦ ①ただし書の自動車（被牽引自動車を除く。）で長さ6m以上のもの及び牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態における長さが6m以上となる場合における牽引自動車（②ただし書の自動車（大型特殊自動車を除く。）に限る。）又は被牽引自動車には、①本文の規定に準じて方向指示器を備えること。

(2) 方向指示器は、次に掲げる基準に適合するように取付けられなければならない。

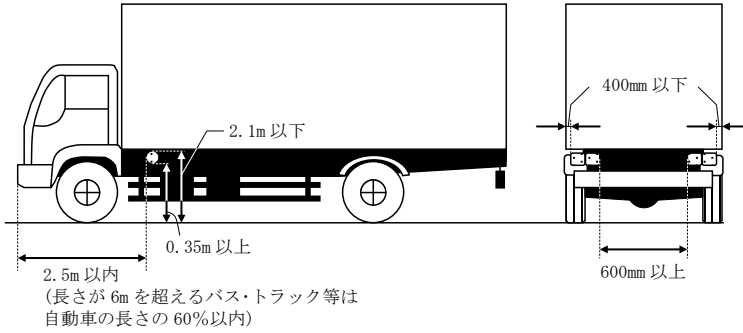
この場合において、方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。

- ① 方向指示器は、毎分60回以上120回以下の一定の周期で点滅するものであること。
この場合において、連鎖式点灯をする方向指示器については、一つ以上の光源が点灯を開始した時点で点灯状態と判断するものとし、対を成すものとの点灯の位相は対称であること。
- ② 方向指示器は、車両中心線を含む鉛直面に対して対称の位置（方向指示器を取付ける後写鏡等の部位が左右非対称の場合にあっては、車両中心線を含む鉛直面に対して可能な限り対称の位置）に取付けられたものであること。
ただし、車体の外形（後写鏡、7-107に規定する鏡その他の装置及びたわみ式アンテナを除く。）が左右対称でない自動車に備える方向指示器にあっては、この限りでない。
- ③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える前方又は後方に対して方向の指示を表示するための方向指示器の照明部のうちそれぞれ最内側にあるものの最内縁の間隔は、600mm（幅が1.3m未満の自動車にあっては、400mm）以上であり、かつ、それぞれ最外側にあるもの（セミトレーラを牽引する牽引自動車に備える後方に対して方向の指示を表示するための方向指示器を除く。）の照明部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内となるように取付けられていること。
- ④ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える方向指示器は、その照明部の中心において、前方に対して方向の指示を表示するためのものには300mm（光源が8W以上のものには250mm）以上、後方に対して方向の指示を表示するためのものには150mm以上の間隔を有するものであり、かつ、前照灯が2個以上備えられている場合の位置は、前方に対して方向の指示を表示するためのものには最外側の前照灯より外側にあること。
- ⑤ 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える方向指示器は、その照明部の上縁の高さが地上2,100mm（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、大型特殊自動車に備える方向指示器並びに自動車の両側面に備える方向指示器にあっては、2,300mm）以下、下縁の高さが地上350mm以上（セミトレーラでその自動車の構造上地上350mm以上に取付けることができないものにはあっては、取付けることができる最高の高さ）となるように取付けられていること。
- ⑥ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える方向指示器は、その照明部の中心の高さが地上2,300mm以下となるように取付けられていること。
- ⑦ (1) ③及び⑤の自動車の両側面に備える方向指示器の照明部の最前縁は、自動車の前端から2,500mm以内（大型特殊自動車にあっては2,500mm以内又は自動車の長さ（牽引自動車と被牽引自動車を連結した場合にあっては、連結した状態における長さ）の60%以内、長さ6m以上の自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員が10人未満のもの、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5t以下のもの及びその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車を除く。）にあっては、自動車の長さ（牽引自動車と被牽引自動車を連結した場合にあっては、連結した状態における長さ）の60%以内）となるように取付けられていること。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

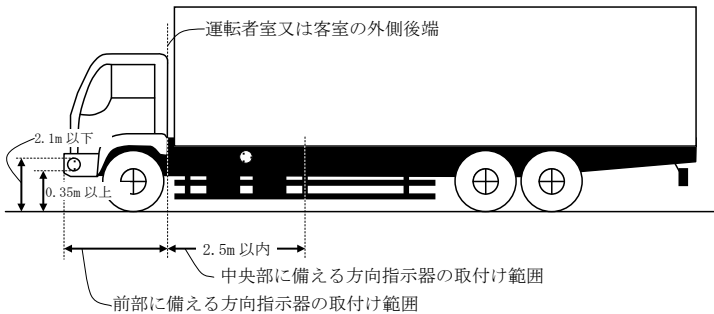
第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

(参考図)



- ⑧ (1) ④の自動車の両側面の前部に備える方向指示器は、自動車の前端から運転者室又は客室の外側後端までの間に取付けられていること。
- ⑨ (1) ④及び⑥の自動車の両側面の中央部に備える方向指示器の照明部の最前縁は、運転者室又は客室の外側後端から2,500mm以内(被牽引自動車にあっては、自動車の前端から4,500mm以内)となるように取付けられ、かつ、自動車の最外側から外側方1mの車両中心面に平行な鉛直面上で当該方向指示器の取付位置の前方1mから自動車の後端までに相当する点における地上1mから1.6mまでの全ての位置から照明部を見通すことができるように取付けられていること。

(参考図)



- ⑩ (1) ⑥の自動車の両側面に備える方向指示器(⑨に規定する方向指示器を除く。)の照明部の最前縁は、牽引自動車の前端から牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態における長さの60%以内となるように取付けられていること。
- ⑪ 運転者が運転者席において直接かつ容易に方向指示器(自動車の両側面に備える方向指示器を除く。)の作動状態を確認できない場合は、その作動状態を運転者に表示する装置を備えること。
- ⑫ 方向指示器は、他の灯火の点灯状態にかかわらず点灯操作及び消灯操作が行えるものであること。
ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える方向指示器にあっては、この限りでない。
- ⑬ 自動車の両側面に備える方向指示器は、非常点滅表示灯を作動させている場合においては、当該非常点滅表示灯と同時に点滅する構造とすることができる。
- ⑭ 方向指示器の直射光又は反射光は、当該方向指示器を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。
- ⑮ 方向指示器は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等7-91-15-2-1(1)〔二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあっては7-91-15-2-1(1)③の表アに係る部分を除き、大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)にあっては同表ア及びイに係る部分を除く。〕に掲げる性能〔方向指示器の照明部の上縁の高さが地上750mm未満となるように取付けられている場合においては、同表ア及びイの基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」とし、専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、被牽引自動車及び長さ6m以上の自動車を除く。)であって乗車定員が10人未満のもの若しくは貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車、被牽引自動車及び長さ6m以上の自動車を除く。)であって車両総重量3.5t以下のものの前部又は後部に取付けられる側方灯(灯光の色が橙色であるものに限る。)が同表アに規定する前面又は後面に備える方向指示器の性能を補完する性能を有する場合においては同表アの基準中「外側方向80°」とあるのは「外側方向45°」とし、専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であって乗車定員が10人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であって車両総重量3.5t以下のものの前面に備える方向指示器の照明部の下縁の高さが地上750mm未満となるように取付けられている場合においては当該方向指示器の基準軸(当該方向指示器の基準軸が明確でない場合は、照明部中心とすることができる。)を含む水平面より下方に限り同表アの基準中「内側方向45°」とあるのは「内側方向20°」とする。〕を損なわないように取付けられなければならない。

ただし、自動車の構造上、7-91-15-2-1(1)③に規定する範囲において、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合においては、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定によ

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

り審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。

- (3) 次のアからウまでの規定に適合する自動車の後面に備える方向指示器には、(2)の規定のうち⑤及び⑩(被牽引自動車の後面の両側の上側に備える方向指示器に限る。)の基準は適用しない。

ただし、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量3.5t以下の自動車並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車及び車両総重量750kg以下の被牽引自動車の後面に備える方向指示器を除く。

この場合において、上縁の高さが地上2,100mm以上となるように取付けられた後面に備える方向指示器に係る7-91-15-2-1(1)③の適用に当たっては、同規定中「上方15°」とあるのは「上方5°」と読み替えるものとする。

ア 自動車の後面の両側に備える方向指示器が左右2個ずつであること。

イ 後面の両側下部に方向指示器を備える自動車にあっては、照明部の上縁の高さが地上1,500mm以下(大型特殊自動車にあっては地上2,300mm以下、除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車にあっては地上2,100mm以下)であり、かつ、照明部の最外縁が自動車の最外側から400mm以内となるようにそれぞれ取付けられていること。

ウ 後面の両側上部に方向指示器を備える自動車にあっては、自動車の構造上、可能な限り最も高い位置に取付けられており、かつ、その照明部の下縁と下側に備える方向指示器の照明部の上縁との垂直方向の距離が600mm以上離れていること。

- (4) 次に掲げる方向指示器であってその機能を損なう損傷等のないものは、(2)の基準に適合するものとする。

- ① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた方向指示器
- ② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている方向指示器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている方向指示器又はこれに準ずる性能を有する方向指示器
- ③ 法第75条の3第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える方向指示器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた方向指示器又はこれに準ずる性能を有する方向指示器

7-91-16 従前規定の適用⑫

令和2年6月14日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第45条第21項関係)

7-91-16-1 装備要件

7-91-1に同じ。

7-91-16-2 性能要件**7-91-16-2-1 視認等による審査**

7-91-2-1に同じ。

7-91-16-2-2 テスタ等による審査

9-11の規定による。

7-91-16-3 取付要件(視認等による審査)

- (1) 7-91-3(1)に同じ。

- (2) 方向指示器は、次に掲げる基準に適合するように取付けられなければならない。

この場合において、方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。

① 7-91-3(2)①に同じ。

② 7-91-3(2)②に同じ。

③ 7-91-3(2)③に同じ。

④ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える方向指示器は、その照明部の中心において、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては300mm(光源が8W以上のものにあつては250mm)以上、後方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては150mm以上の間隔を有するものであり、かつ、前照灯が2個以上備えられている場合の位置は、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては最外側の前照灯より外側にあること。

⑤ 7-91-3(2)⑤に同じ。

⑥ 7-91-3(2)⑥に同じ。

⑦ 7-91-3(2)⑦に同じ。

⑧ 7-91-3(2)⑧に同じ。

⑨ 7-91-3(2)⑨に同じ。

⑩ 7-91-3(2)⑩に同じ。

⑪ 7-91-3(2)⑪に同じ。

- (3) 7-91-3(3)に同じ。

- (4) 7-91-3(4)に同じ。

7-91-17 従前規定の適用⑬

次に掲げる二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第45条第24項関係)

- ① 令和5年8月31日以前に製作された二輪自動車

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>② 令和5年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）</p>	
<p>7-91-17-1 装備要件</p>	
<p>7-91-1 に同じ。</p>	
<p>7-91-17-2 性能要件</p>	
<p>7-91-17-2-1 視認等による審査</p>	
<p>7-91-2-1 に同じ。</p>	
<p>7-91-17-2-2 テスタ等による審査</p>	
<p>9-11 の規定による。</p>	
<p>7-91-17-3 取付要件（視認等による審査）</p>	
<p>(1) 方向指示器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準及び(2)の基準に適合するように取付けられなければならない。</p>	
<p>① 7-91-3 (1) ①に同じ。</p>	
<p>(2) 方向指示器は、次に掲げる基準に適合するように取付けられなければならない。</p>	
<p>この場合において、方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。</p>	
<p>① 7-91-3 (2) ①に同じ。</p>	
<p>② 7-91-3 (2) ②に同じ。</p>	
<p>③ 二輪自動車に備える方向指示器は、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては、その照明部の最内縁において 240mm 以上、後方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては、その照明部の中心において 150mm 以上の間隔を有するものであり、かつ、前照灯が 2 個以上備えられている場合の前方に対して方向の指示を表示するためのものの位置は、方向指示器の照明部の最外縁が最外側の前照灯の照明部の最外縁より外側にあること。</p>	
<p>④ 二輪自動車に備える方向指示器は、その照明部の中心の高さが地上 2,300mm 以下となるように取付けられていること。</p>	
<p>⑤ 7-91-3 (2) ⑫に同じ。</p>	
<p>⑥ 7-91-3 (2) ⑬に同じ。</p>	
<p>⑦ 7-91-3 (2) ⑭に同じ。</p>	
<p>(3) 7-91-3 (4) に同じ。</p>	